

市民文教委員会会議録

平成21年11月6日(金)

(開会) 10:19

(閉会) 15:50

委員長

おはようございます。ただいまより、市民文教委員会を開会いたします。「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」及び「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」は関連がありますので以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件2件を審査するにあたり、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求め説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

それでは本請願2件について紹介議員の説明を求めたいと思います。

楡井委員

「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」並びに「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」以上2件について連続して説明をさせていただきます。

請願の文書の中の理由にあります補助金が廃止されたというのが、下から3行目にございですが、この内容についてどういうことかということにつきまして説明させていただきたいんですけども、旧自治体のときに学童保育料、これは、穂波で言えば一人無料でありましたけれどもこれが有料化されたという内容でもあります。さらに小学校5つ、中学校の2つ、新入生の入学祝いの学用品、この配布、これが廃止になりましたし、災害共済給付掛け金の一部が保護者負担になりました。また2つの中学校の修学旅行の補助金、これも廃止になりましたし部活動の消耗費、これが各学校に45万円あったそうですけども、これも廃止になっています。さらには部活動のユニホームの補助金、これも15万円各学校にあったわけですが、これも廃止になるとか、部活動の大会に出場する費用も限定がされるというようなことに、それからPTAの補助金も各学校に36,000円年間ありましたけども、これも廃止になるというような状況があります。これですいぶん市のお金も、この面では浮いたわけではないかというふうに考えてその増えた財政の中からですね、やはり給食費の補助をお願いしたいという請願があります。

遅れましたけども、請願の請願者はそこに書いております

であります。紹介議員は私と川上直喜市議員

であります。

今全体として飯塚市は行財政改革の最中でありましてけれども、学校教育に行革はやっぱり持ち込むべきではないというふうに私も考えます。なぜなら先の一般質問の答弁でもありましたように、小学校・中学校の時期というのは心身の調和のとれた人間形成の時期、さらには学力の向上、自分や他人を大切にする人権感覚の涵養、可能性・個性を伸ばす、これらの目的を持った非常に基礎的な知識・技能の習得の向上が求められている時期だということが大きな理由であります。これを実現させることが、本市の掲げる目標である人が輝きまちが飛躍する、住みたいまち・住み続けたいまちのほうへ発展する大きな力となるというふうに今考えて、私は紹介議員になりました。

それから、いま一つ請願第13号、同じ請願者でありまして紹介議員も同じでありますけれども皆さん方がご承知のように、この請願の内容は教育部長もかつてこの差額については解消の方向で検討するという趣旨のことを述べられておりますので、ぜひこれを実現させていただ

きたいという内容を込めた請願になっていると思います。

つけ加えさせていただきますと、この請願12号、13号の内容でPTAでも取り上げてもらうように努力をされて来ましたが、一時的にはOKということになったようでありますけれども、その後PTAとしては取り上げるわけにはいかないと言われた経緯もあります。さらには瀬戸議員のお力添えで、有志議員の皆さん方にお集まりいただきまして趣旨説明をさせていただいたという経緯もあります。124通のアンケートが集約されております。何十人もの手を通して集約をし、その意見をすべて文書にしたというふうな努力もされております。これは既に学校当局、ないしは学校給食課の方にも手渡されていると思います。そういう意味で既成の組織でない、これら自主的な運動の大きな努力を伴ったものであるというふうに考えております。それで、委員の皆様方も是非、賛同をしていただいて採択をしていただきますようお願いをいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いたします

委員長

説明が終わりましたので紹介議員に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

今いろいろPTAに対する負担ということを言われてました。クラブ活動の大会補助金も当初は県大会しか認めないという意見もあったんですが、筑豊大会まで認めてくださるようにPTAとして要望して負担を減らしていただいた経緯もあります。紹介議員が言われたんですけど、PTAに賛同いただけなかったという部分は何か、それとなぜそういうことを含めて連合会に相談されて断られて個人でされてあるのか、その辺2点をお聞かせください。

楡井委員

PTAへのご相談の件はですね、平恒小学校の方へ申し入れをされたということ聞いております。それから、そこで平常小学校のほうは初めはいいですよということでありましたけれどもその後、駄目だと言うふうに断ってこられたということでありました。

佐藤委員

すいません、私が確認したんですけれどもどの時点でこの相談を、この請願のことで相談されたのでしょうか。

楡井委員

請願のことでなくてですね、もうすでにご承知かと思えますけれども請願の趣旨を付して、チラシをつくっておるわけです。そのチラシを配布させてもらいたいという申し入れがあります。このチラシの中に今の趣旨のことも述べてあるし、アンケートも取るようなチラシになっておりました。これを配らせてくれというふうなことから始まりでありまして、それが拒否されたということです。

佐藤委員

そうですね、私が平恒小学校の会長に確認したところアンケート調査とチラシを配布するときに相談を受けたと、その文面を見たら会長自身は値上げに対する疑問ということが大きかったので、これはPTA連合会でも臨時総会を開いて報告を受けてると、そのことに対してチラシ・アンケートをするのはまずいという判断で言われたそうなんです。この請願に対して反対ということは言われてないようなんです。その辺だけの確認をしときます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。次に、本件2件全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

永露委員

今回給食に関する問題が提起されておるんですけども、私がかねてから申し上げております

ように、この給食というものについては国において無償化すべきであるという基本的な考えを持っております。たまたま今回、民主党政権になりまして、そういうものが実現するのかなと思いましたが少しニュアンスが違っていましたけれども、私としてはああいう子ども手当等の一部の、その中の一部でも給食費の無償化にすべきだというふうな考えを持っております。まず、この点について教育長はいかがなお考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

教育長

ちょっと前にも永露議員のほうから給食のことについてお話があったことがございます。確かに今、子どもたちにとって給食というのは非常に重要な役割を果たしている。体の発達のために重要な役割を果たしている重要なものだと思っております。国策として、そういう方向ができればありがたいと思う面はあるわけでございますけれども、子どもたちが日々食べる食事のこともありますし、やっぱり給食あるなしにかかわらず食事をしなくちゃいけないという現実もあるわけでございます。そういうことがございますので学校給食法の中にありますように、給食に関するもろもろの条件整備については行政のほうで整備するという形になり、まかない材料費、要するに食べるものについては保護者負担というふうに学校給食法の中でもなっておりますので、現時点でその方向で進めたいというふうに思っております。

永露委員

少し端的にお答えいただきたいんですけども、私は基本的な物の考え方として国においてこれは賄うものであると。給食に関してはですね。俗に給食につきましてはよく言われておりますけれども、これは教育の一環であるというふうによく言われます。教育の一環であるというね給食について、例えば部活等についてもそうですけれども、今回給食に限りますけれども給食というものは教育の一環であるというふうな言われ方をよく言葉ではされるんですね。言葉ではされるんですけども、私の考えておるこの給食は教育の一環であるという物の考え方、教育の一環であるということは教育から切り離しては考えられないという物の考え方だと私思っているんです。憲法においても教育についてはこれは無償と、義務教育についても無償というふうにもうはっきり謳われているんですね。ですから、それとリンクする、すなわち無償である教育とこれは切り離しては考えられないもの給食は。ということであるならば、これはイコール給食についても国において賄うべきものであると。これを各自治体に任せるべきものではないというふうに私は考えております。教育長いかがですか。

教育長

給食が教育の一環であるということについては否定できません。全くそのとおりだというふうに思っています。学校でも給食は1つの事業という取り扱いをしておりますので、そういう形で教育の一貫であることは間違いのないと思っております。ただ教育の中にも無償の論議はあるわけですが、食べ物については日々子どもたちが自分の口に入れるものでございますのでこれをすべて無償にするということにはつながらないというふうに私は判断しております。

永露委員

今教育長のご答弁聞きますと無償にはつながらないということですが、別に飯塚市において無償にしるということをやるとは言わないんです。そんなことできません。ですからこれはいわゆる国の方針として、私は給食は教育の一環であるということやを声高に言われるならば、当然給食費は無償化すべきであるというふうな考えを持っておりますので、それについて飯塚市としてこれを無償化しるということやを申し上げているのではないんです。ですから基本的な考え方をきちっと持っていただいて、それをたまたま今回政権が変わったんですから、いろんな形でそういう方向に行くとするんですから、ですからこの機会に教育長中心に飯塚市としても国に対していろんな形で給食の無償化を訴えてほしいという気持ちがあるんです。その気持ちはございますか。

教育長

今度子ども手当が出るという話を聞く中で、一番最初に頭に入ってきたのは、26,000円ですか、あの中から給食を差し引いてもらって、そして配ってもらえたらいいなという感じを持ちました。日々、やっぱり滞納とかそういう問題を抱えている中で、どうしてもやっぱりそういうふうな形で現実苦勞してる分もあるわけでございますので、そういう意味では国の方で一括してそういう給食費を無料にしてもらってとか、給食に変わるものを提供してもらおう。そういうものができたらいいなって思ったのは間違いのない事実でございます、気持ちとしてはそういう今、給食費を提供しそれに対して給食費を支払ってもらっているわけでございますので、その分を国のほうでみてもらう分については方向性としては、もしそういうことになるのであれば別に反対するつもりはございません。ただ気持ちとしてはですね、食べる子どもたちが日々口に入れるものでございますので、食べるものはやっぱり自分達で支払うべきではないかという気持ちもございます。回答になりづらかったかもしれませんがそういう気持ちです。

永露委員

市長、今お聞きのとおりですよ。私の気持ちも申し述べました。それで今後まだいろんな形で時間もあると思うんです。そういう方針に私はぜひ持って行っていただきたいということで、市長として例えばそういう公的な機関を、市長としての立場の中での個人的なものも含めあるいは、例えば市長会等も通じて、そういう形での給食の無償化をぜひやろうとすればできると思うんです。財源がないとか言えないです。言えないのです。今までだったら、いやもうそういうものはお金がないからちょっと無理ですという話がすぐ国から来たんでしょけども、今の形の中であればそういうものはないでしょ。当然例えば、子ども手当もかなりの金額を出すというんですから。徹底しているんですから。ですから新たなものを求めるものではないんです。ですから、その中の例えば一部を給食の負担に回してほしいとかですね。そういう話ならば、かなりやりやすいと思うんですよね。そういう形の中でこれから今後の問題として市長として、例えば市長会等を通じてこういう働きかけをぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

市長

私も最初市長になったときに親の立場として子どもの口に入るものの成長に携わるものとしては、親の負担というものも当然そこにはあるとは思いますが、私としてはあのときに教育長にだいたい飯塚市の学校給食をただにしたらどれくらいかかるのかと、というような質問を投げかけてその数字も出しました。とても今の飯塚市の財政状況ではやれる問題ではないということから諦めました。しかし、今度民主政権というこれからの子どもまたは福祉、それから弱者に対する国の方向性というものが大きく変わってきた流れの中で、今度の子ども手当を含めて考えるときにそういう方向性としては出やすくなってきたではなからうか。また逆にそれを民意が同意して民主党政権に代わったわけですから、その方向性としては今後は可能性としては出てくると思いますので、全国市長会ではまず給食を福岡、九州、全国という流れの中で皆さんがどういう声を出していくかということの期待はできると思えますけれども、それがやれるやれないは、これは民主党の判断でございますから私は何とも言えませんけれども、可能性としては高くなってきたのではなからうかという気はいたします。

永露委員

その気持ちも私は同感ですけども、ですから市長としてそういう機関等を通じてこれからも強力にその方向に向かってぜひやっていくと、行動でその動きを示していくという気持ちをぜひここでお示し願いたいというふうな気持ちで申し上げたんです。

市長

当然各市長会に対しての議案が上がってくるわけですけども、その議案に対してそれを進めるか進めないかというのは、それぞれ近隣の各市長、またその辺の委員会の中での方向性が

そこに示されるわけですから、私としてはその委員会にその議案の提案というのは当然できません。できますけれども、その同意が今度理事会の中で採択されないと上がらないということでございますから、我が飯塚市からはそういう形として出すことは十二分にできますので、その行動はやらしていただきたいと思っております。

瀬戸委員

センター方式と自校方式の30円の炊飯代にあたる30円の差ですね。これについてはいろいろ、以前から本会議等の一般質問やPTA連合からの要望書などが出されておりました。今回こういう請願も出ておりますけど、この件についてもうだいぶんそういうことで何度も何度も上がってきていると思うんですが、執行部のほうとしてはどういうお考えでおられるかお聞かせください。

教育部長

この30円の差につきましては、給食審議会の今年の一月の答申の中でも、自校式とセンター方式の設備の差で生じる30円の差については有効な方策を検討し実施するようというところで、答申の中にも要望されております。市議会における代表質問、一般質問等においても3月以降いろいろなことで質問いただきまして、今現在米飯方式の差の解消に向けて検討いたしておるところでございます。本来であるならば自校式をすべて整備すれば解消する話でございますけども、年数等かかりますので解消に向けて内部的に検討いたしておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

瀬戸委員

その差額の解消に向けて努力してあるということで、早急にですね、なるべく早期に検討していただきたいと要望しておきます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件2件については慎重に審査をするということで、いずれも継続審査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件2件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり紹介議員として楡井莞爾委員に説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって説明を受けることに決定いたしました。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

楡井委員

それでは「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」について、請願の内容についての文書がありますので、読み上げさせていただきますが、給食や学校の統廃合など教育に係ることに関しては、学校やPTAを通して保護者にも意見を求めてくださいという請願の内容であります。

理由につきましては、行政・教育委員会・学校・家庭・地域、これらが双方向で意見を交換することが子どもにとってよりよい教育環境を作り出すことになるという理由で、以上の請願であります。

つけ加えさせて私の意見として述べさせていただきますと、例えば家庭で学校のことを話し合う場合が多々あるというふうに思います。子どもさんたちの意見を保護者の方が聞く際に、

子どもさんたちに非常に関心のある問題で話をすることについては非常に有効ではないかというふうに思うわけです。子どもに関わる問題、さらには子どもさんたちが主役である学校で子どもさんの意見を集約すること、これも大切ではないかというふうに思います。それで小学校高学年それから中学校になれば、十分自分の意思を反映できるのではないかというふうに考えますので、保護者やPTA等の意見を集約することも合わせてぜひ子どもさんたちの意見も集約するような方向で努力をしていただいたらどうだろうかというふうに思います。そういう内容も含んで保護者の意見を尊重することに努力をしていただきたいということをつけ加えて説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

これ、ちょっとよく意味がわからんのですが、普通、学校のPTAにすべて親が参加するわけですが、そのときに意見をね、総会でも何でも意見を言われると思えるんですが、これは参加していなければ当然言えないんでしょうけど参加しておけば当然PTAの中で発言する機会も何度もあるわけですし、またその各PTAは市P連の上の組織があってそこに当然そういう意見があったということも上がると思うんですね。当然教育委員会とも話し合いがあると思うんですが、ちょっと意味がよくわからないのですがどういうことですか。

楡井委員

PTAの会議等になかなか参加できない保護者の方が、かなりおられるんじゃないかと思うんですね。どっちかといったらそっちの方が多いいのではないかというふうに思うわけです。それで普通まあ通知とか通達とか学級通信とかそういう形で色々情報が流れてくるのではないかというふうに思うんですけれども、だいたい一概において決まったことが流れてくるというような状況が多いのではないかなと思うんです。そこで決まる前の状況等も含めて、情報なども含めているんな意見を求めるようにしていただいたらどうかという内容であります。

瀬戸委員

何か決めごとをするときに情報公開をして前もってすべての親御さんにきちっと意見を求めるとそういう意味ですか。

楡井委員

そういうふうに理解をしていただいてよろしいかと思います。

瀬戸委員

それはわからないこともないですけどね、私はですね親としたら自分の子のことですから少々時間を割いてでも、意見があればPTAなり出ていって言おうと思えば言えると思うんですよね。給食にしても私は弁当派ですけど、お弁当を持っていっても何も問題ないと思うんです。自分の子どもは自分で育てる。食品安全も自分だったら確保できるわけですから。ただねこれはあまりちょっとね、どうも言ってる意味がこの請願わからない。放棄しているんじゃないですかね。放棄していると言ったら語弊があるかもしれないけど、自分の子どものことからそういうことがあればどしどし時間を割いてでも出て行くことはできると思うんですよ。意見として言っておきます。

佐藤委員

今、紹介議員さんが言われるような趣旨であればPTA組織内部の問題じゃないかと私思うんですね。結局、今私も市P連のほうの役員の経験をさせていただいてきましたけども、今までは情報とか、そういうこれからの方向性は色々話を聞いています。市の教育委員会の方から。それで役員会、理事会に流すんですけどもどうしても単Pの各会員まで伝わらないという実情があって、今年度の総会のときにもぜひともその組織率を高めるように、組織の運用をきちんとしていくようにということをして今年一年取り組もうと言ったこともありますんで、何かそういう

ふうに聞こえるんですが、例えば具体的にこの情報がどういう不備があったとか、何かあるんでしょうかお聞きいたします。

楡井委員

例えば、最近話題になろうというふうに思ってることについては、この学校の給食費の問題もそうなんですけれども具体的な数字があがって決まるまでは、なかなかその保護者のところに届いていないというような内容があるんです。そういうのを事前に試算とかというような資料等も含めてですね、子どもさんを通して親御さんのところに届けてもらうというような内容も含めて情報の公開と言いますか、先に決まってから降りてくると言うことでなくて決まる前にそういうことも含めて知らしていただければ、親としても十分考えることができるんじゃないかなというようなことだと思います。

佐藤委員

わかりました。これ私の意見なんですけども、給食の部分に関してはPTA連合会として3年前に逆に要望している部分があるんですね。格差を埋めるために値上げも致しかたないですよ、そのことを含めて検討してくださいと。去年の要望でも格差をなくすために値上げもしてもいいから、きちんと充実した栄養価のとれる給食を与えてくださいという要望もしています。

給食のことに関しては、せっかくですからこの場で言わせていただきたいんですけども、去年の5月、PTAの総会のときに値上げも考えて検討せないかんということも言ってます。その都度その都度今の現状を含めて数値的な部分も役員会、理事会でおろしてきてるんです。臨時総会まで開いて正式な金額も検討してるんです。教育委員会に要望したのはどうしても連合会の組織がまだきちんとできてないと、だからこそ説明会を中学校区ごとにしてくださいと、御足労ですけれどもお願いしますという要望で、急遽でしたけどもしていただいたんですね。

だから私はPTA連合会の組織をもっと意見が伝わるようにするべきだと思うんで、これを市に請願するのはちょっとどうなのかなと思う気持ちがあります。もう紹介議員に聞いてもその辺難しいでしょうから、私なりにまた調査させていただきたいと思っております。

永露委員

紹介議員にちょっとお尋ねをいたします。この文章を見る限りではまさしくそのとおりだというふうな感じを受けるんですけども、ただこの表題において保護者の意見を尊重するという表現になっておりますね。表題では。ただあとの内容、理由の中では意見を聞く、意見を求めるとか意見交換をするという表現になっております。私は広く意見を求めたり、意見をお互いが交換するということに対してはなんら抵抗はありません。当然やるべきだというふうに思っております。ただ、そこで意見交換や意見を求めるということと意見を尊重するということは私は全く別次元の問題だと思うんです。内容的にですね。何か揚げ足を取るようで大変恐縮ですけども、どちらを求めているのかですね、私は内容や理由に書かれておることややるべきだと思うんですよ。幅広く意見を聞いたり、お互いが意見を交換するということに対しては非常に大賛成です。大賛成ですけどもこの表題においての意味合いは全く私は違うと思うんです。言っていることおわかりですかね、わかると思います楡井さんなら、どのようにお考えですか。

楡井委員

請願の趣旨はですね保護者の意見を交換する、そういう行為を尊重していただきたいという意味で、そういう意味では文字足らずかもしれませんが内容的にはそういう内容だというふうにご理解いただければありがたいと思います。

永露委員

当然そうあるべきだと思うんですけども、ですから確認いたしますが、この意見を尊重するということは次の下段で書かれております意見を求めたり、意見交換をしてほしいという内容であ

ると。ちょっと表現についてはちょっと私は少しおかしいと思うんですけども、その内容については意見交換や意見を求めてほしいということであるという請願14号であるというふうな理解で、よろしいのでしょうか。再確認いたします。

楡井委員

今委員ご指摘のように意見交換をする、そういう行為を尊重していただきたいという内容でご指摘のとおりの内容としてご理解いただければと思います。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。楡井議員さん本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件については慎重に審査をすることで継続審査といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「環境について」を議題といたします。「資源物搬入状況について」、「クリーンセンターの稼働状況について」執行部の説明を求めます。

環境施設課長

今、お手元のほうに資源物搬入状況が2ページございます。そちらのほうをお願いいたします。平成21年4月から飯塚地区の7分別を他の4地区に広めた中で、資源物の約半年間の集計ができておりますのでご報告させていただきます。

2ページ目をお願いします。基本的に飯塚地区につきましては23万2,860kg、穂波地区につきましては3万2,540kg、筑穂地区につきましては1万4,840kg、庄内地区につきましては1万8,870kg、潁田地区につきましては1万7,830kg、合計いたしますと8万4,080kgを回収いたしております。半年経過いたしますが、徐々に資源物の収集が定着したのではないかと考えております。また今後とも市民のみなさまの協力を得ながら、啓発を強化し資源物の回収に努めて参りたいというふうに考えております。

引き続きましてクリーンセンターの稼働状況についてご報告いたします。クリーンセンターの清掃工場は平成10年4月の稼働から12年目に入ってきておりますが、今まで無事故での操業が続いております。このような中、一昨年には一層の安定操業と燃料費等の経費削減に向け操業方法の変更と溶融炉内のプロフィールの一部変更を行いました。その結果、本年に入りましてその成果を見ているところでございます。しかし一方、12年という経過年数から施設の各所の電気系統設備や機械設備におきまして故障や老朽化が顕在化してきております。具体的には、本年8月にごみ投入扉の電気系統装置が故障、10月には共通系の電源ユニットが故障し修理が完了したものの、いわゆる電気系統装置の中核部にも機器の寿命がきているのではないかと考えております。

したがって、今後の安全・安定操業ためには、通常の年間整備に加え電気系統装置と機械設備について大規模な整備を行うことが必要になってきております。いわゆる設備機器の更新を行う大規模整備によって清掃工場の長寿命化を図りライフサイクルコスト、いわゆる建設費から運転管理を含めたまででございますが、その削減に繋がりたいと考えております。なお大規模整備にかかわる経費といたしましては、施設の経過年数や規模によりましては20億円程度は必要じゃないかというふうにいわれております。

委員長

説明が終わりましたのでただいまの説明に対する質疑を含め、全般について質疑を許します。

瀬戸委員

今の改修の件、ちょっと説明だけで資料がなかったのによく理解できなかったんですが、それについて資料は出していただけますか。委員長お取り計らいをお願いします。

委員長

執行部におたずねします。ただいま瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

環境施設課長

今回は、今後こういうことが必要であるというご報告でございます。今後ですね具体的に計画なり決まりましたらそういう形の中で提出できると思っておりますが、今現在、将来こういう形で起こりますということでございますので、ご了承いただきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

それで運転管理に年間おそらく2億円近く、今の環境プラントに払ってあると思うんですが、その中に大規模改修の分は入ってないかもしれませんが改修費とか色んなもの入っていると思うんですね修理費とか。それで賄えないってことですか。

環境施設課長

毎年点検整備につきましては清掃工場のごみ処理を安定稼働させるために必要な日常保全を行っております。設備の保全であるオーバーホールや自己保全となる劣化、消耗品の著しい部分の補修を行うことで清掃工場の処理能力、性能が適性に発揮されて1年間の安定稼働に繋げるものというふうに考えております。大規模整備につきましては、通常の設定機器の保全を行っていてもなお耐用年数に達することは避けられません。そこで適時、適切な方法で更新することにより施設全体の長寿命化を図ることが可能になります。この目的とすることが大規模整備というふうに考えております。当然、今の点検整備だけでは賄えないというふうに考えております。

瀬戸委員

大規模整備いわゆる長期化を図るためとおっしゃってます。今飯塚市は溶融炉ですかね。新しいごみの処理とか含めて新規で新しくやるという考えはございませんか。

環境施設課長

今現在、飯塚市のクリーンセンター、通常清掃工場につきましては、大体20年から24年で閉鎖になります。飯塚市の清掃工場が12年でございますので、それを延命化しながらですね、全体の要するに先ほど申しましたライフサイクルコストを下げていきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

わかりました。また決まったときに資料を提出していただけるということで。それとですね資源ごみに関してですが、これの再利用はどのようにやってありますか。

環境施設課長

資源ごみにつきましては、古紙・古布につきましてはそれぞれ原材料、資源プラでございますがペットボトル・トレイにつきましてはその再生の原材料と、それから有害ごみ、これは乾電池・蛍光灯でございますが、蛍光灯につきましては実際に蛍光灯を再生するというふうな技術もありありますのでその部分と、あとは乾電池につきましては原材料という形の中でリサイクルをやっております。

瀬戸委員

そういうリサイクル業者に再販してあるということで、今上半期ですけど年間にだいたいのくらいすべて古紙から資源プラあたりですかね。古紙、資源プラ、あと缶とかあると思いますがどのくらいの市の収入になってますか。

環境施設課長

大変申し訳ありません。平成20年の決算資料をちょっと持ってきておりませんが平成19年の分で申し上げますと、スラグとか色々ございますけど平成19年度で約2,780万円程度ということでございます。

瀬戸委員

それはもう合併後ですよね、19年というと。今回またですねごみの分別様式が変わるかと思うんですが、変わってくると分別がふえるんですか、何かなかったですかねごみ分別。

環境施設課長

今回平成21年4月から、今まで飯塚地区のみで行っていましたが7分別を4所管内、穂波、筑穂、穎田、庄内地区に広めたということで統一化した形の中でごみの分別を行っているという状況でございます。

瀬戸委員

となると資源ごみ等がですね、もっとふえてくるという結果になりますか。

環境施設課長

資料ページの2ページを見ていただきますと飯塚地区が平成10年から実施しております。一人あたりで換算しますと約2,924.9gと、それにつきまして横の穂波地区、それから筑穂地区、庄内地区と見ていただきますと大体まだ半分程度ということでございますので今後ですね市民の皆さん方の協力を得ながらですね、啓発を強化して資源物の収集に努めてまいりたいと。これが基本的にはごみ減量、リサイクルの推進という形になりますので、ということで考えております。

瀬戸委員

これももう少し細かく7分別から増やすとちょっと、その資源ごみが出る可能性っていうのはございますか。

環境施設課長

今7分別というお話でございますが、実際に資源ごみといたしまして、分別してですね新聞紙、段ボール、雑誌類、三つに分けております。それから資源プラにつきましてはペットボトル、トレイという分け方をしています。それから有害ごみにつきましては、蛍光管、乾電池という形でしていますのでかなり分別していると。ただ説明の中には古紙、古布、資源プラという言い方しておりますが、細かく分けると7分別が約14分別になるというふうに考えております。

瀬戸委員

14分別よりもっと進んでやってるところもあると思うんですが、やった場合にもっと資源ごみとして取り扱えるものがあるんでしょうか。

環境施設課長

あとですね、考えられるとすればその他プラスチックという分別の仕方がございます。これは先ほどお話申し上げましたペットボトル、トレイ以外のプラスチックと。そういうことを分別すれば、要するに資源物がまた集まるという形になると思います。ただまだ飯塚市としましては平成21年4月から全体としておりますので、今後その経緯を見ながら検討する必要があるというふうに思っております。現在はこの状態でいかしていただきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

例えば資源ごみのリサイクル量、あるいは収入がふえたら少しでもごみ袋の値段を落とすとかそういうふうなことができるようにね、ちょっと考えて努力をしていただきたいと思います。要望しておきます。

田中委員

先月の新聞報道で気になる記事がありましたので、この確認をちょっとさせていただきたい

と思っております。10月2日の朝日新聞に「役得？佐賀市の清掃工場 職員、ごみをタダ捨て」という見出しで「佐賀市の清掃行動に勤務する市の嘱託職員らが、規定の手数料を支払わずに家庭ごみなどを焼却炉に捨てていたことがわかった」というふうな、このような内容でございます。この報道当然ご存知だと思いますが、いかがでしょうか。

環境施設課長

今委員ご質問の10月2日の記事については承知しております。

田中委員

本市の職員の方はまさかこのようなことはされてらっしゃらないと思いますが、この報道に対して徹底なり指導なりされた内容があればお教えいただきたいと思っております。

環境施設課長

まず初めに新聞記事に載っていることにつきましては、実際はありません。要するにそういうことはございません。それでその新聞記事を見ましたので、全職員集めましてその新聞記事の内容と、今後の飯塚市の市職員としての倫理規定、服務規程を含めた中で指導なり、注意をいたしております。

田中委員

本年の6月からごみ袋の値上げもされております。そのような状態の中で市の職員がこの記事、報道にあるようなことをされたのであれば非常に市民に対しての信頼、そういったものが大きく影響して来ると思っておりますので、今後もそのようなことは絶対起こさないような徹底、指導をお願いしたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

1点だけお尋ねをいたします。先ほどの清掃工場の件ですが12年経って機械も大変古くなったということで、いろいろ手直しということをおっしゃるんですが、飯塚市の場合は直接溶融炉で2基、というふうに判断をいたしております。その中でごみの量がふえても対応できる。そして、1基が故障してもあと1基で対応ができる。私どもはこのように理解をいたしております。車でも何でも家でもそうですが、古くなるとやはりどこかに影響が出てくるそうしたときにもう1基予備といいますかね、そういったものがあるので非常に安心感を思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

環境施設課長

委員今のご質問のとおり飯塚市につきましては、90トンの2炉ということで基本的に大体3カ月1回程度で交互運転をしております。その中で通常は故障が、まあ12年を経過した中で起こっております。その故障につきましても直ちに修理ができるところということもございますし、今回ですね大規模整備ということで、先ほど申し上げておりましたがクリーンセンターには1号炉、2号炉と、それと共通部分があります。その共通部分のところでもし故障しますと基本的にごみのストックが今約2週間程度溜められると。それ以上の故障期間が出てきた場合については、基本的にはどこかでストックして、よその自治体、まあ去年田川地区みたいにうちに依頼したところがあるんですが、そういう形の中でよその自治体に依頼するという不測の事態が起こる可能性がある。だから基本的には共通部門のところにつきまして今後大規模整備という形の中で必要になってきているという状況でございます。

松本委員

そうしますと、その二つ炉がある共通の部分が悪くなると二つとも使えない、そういう判断ですかね。そうすると、2炉あるという判断には立てないということですね。二つはあってもその共通の部分が故障したときには二つあるにしろ三つあるにしても二つは使えない、三つは使えないという判断ですかね。

環境施設課長

そのとおりでございます。そのような状態におこらないためにも、年間の点検整備を行いながら安全運転、安全作業という形の中で行ってまいります。ただ耐用年数がどうしてもきているところについては、そこを更新しないといけないという状況がきているという状況でございます。基本的に今年につきましても大きな事故は起こっておりませんが、年数が古くなるにしたがいましてそのリスクが大きくなるという状況でございます。

松本委員

点検についてもやっぱりこれは特殊な機械だからということをお願いをしているわけです。もちろん10年だとか20年だとか経てば機械が悪くなるということはわかりますけれども、その2炉あって共通の部分が悪くなって2炉とも使えないと最悪ですね。そうすると1週間なりのストックしかなくて、どこかに頼まなくてはならない状況が生まれてくると。そういうようなことでは今後どうしようもないんじゃないですか、2炉あるのはあってもですよ。2炉が使えんわけですからね。それはあるとは言わないわけですよ。私どもから言わせてもらうとですね。二つあって、別々に1基がだめなときは、2基のほうでして1基を修理して使えるようになるというのがこれが2基あるという私は考えだろうと思うんです。あるところが故障したら1も2もだめですと。よそに持って行かないけませんと。そうならないために今してあるということですがね、今後そういうことは十二分に考えてやっていかないと2炉あると言ってもないわけですよ。それでぜひその辺を考えていただかないと、即市民に影響を及ぼすことなんですね。だから、ぜひ1基は1基で、1基が故障しても使えるような、あと1基で何とか時期をしのいでいけるということをやっているかないと古くなるのはもうどんどん古くなるわけですから、ぜひそのところはですね、どんなふうな考えをしておられるのかお尋ねをいたします。

環境施設課長

私どもも直接飯塚市の清掃工場を使えないということになりますと、市民に多大なご迷惑をおかけします。それで今考えておりますのは一炉を絶対動かすと稼働するという考え方の中で今後、大規模整備等々についてやっていきたいというふうに考えております。

松本委員

ぜひね、その部分はしっかり責任を持ってやっていただかないと、本当に迷惑をするのは市民です。ごみ袋は上がって、色々なことが再利用するんだったら値下げをしてくださいますとか今話が出てますがね、いやいやこれは機械を換えないといかんで値上げをしますというような論法にもなりかねません。ぜひその部分は十二分に市民サイドに迷惑をかけないようにやっていただきたいことを強く要望いたします。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

次に「学校教育について」を議題といたします。「平成21年度飯塚市学校開放日内容一覧について」執行部の説明を求めます。

学校教育課長

11月12日木曜日に市内全小中学校におきまして保護者、地域の方々、ボランティアの皆さんの参加、協力をいただき本年度第2回目の学校開放日を実施いたします。別紙資料のとおり当日はそれぞれの学校におきまして、小学校4年生における2分の1成人式や親子ふれあい活動音楽鑑賞会等さまざまな教育活動を公開いたします。委員の皆様におかれましてはご参観いただきまして本市、学校教育に対しましてご意見やご感想をいただきますようご案内申し上げます。以上簡単ですが説明させていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、ただいま説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

永露委員

先日学力テストに関する国の方針が示されました。いろんな考えはあろうと思うんですけども、来年度からいわゆる40%抽出で行うという方針が打ち出されました。どういう形で40%の学校を抽出するかということもまだ決まっていないうと思うんですけども、いずれにしても40%の抽出を行うということなんです。それに対して今度県教委はそれに対するアクションが出されておりましたね。国は40%と言うけども県教委としては全校実施だと、方針が全校実施だと。私としたらそういった、先ほどの請願ではないけども各地方の自治体の意見も何も聞かずに県としての方針を出されても本当に場合によっては迷惑かもしれません。そんなこと勝手に決めてもらっても困る。その良し悪しは別ですよ。良し悪しは別ですけども、そんなことを勝手に県のほうで、県をこうやるんだ全校実施やるんだとか、中にはうちはもうなくていいよというところもあるかも分からない。これらについての市の教育委員会としての考え方についてまず伺いいたします。

学校教育課長

先日の議会の一般質問等でもお答えをいたしました。本市におきましては小学校2年生から中学校3年生まで相対的に成績の状況を把握するためのNRT学力検査を実施しております。また子どもたちそれぞれの伸びを確認するための絶対評価の視点から小学校ではCRT学力検査も実施しております。本市だけのことを考えましたらこのテストを毎年実施をしておりますので、学習状況の把握は十分できるものとまず考えております。しかしながらこの全国学力テストによりまして本県または本市、そして本市の学校の位置づけもより明確になりましたのでどうしても県教委として実施に協力してほしいというような要請がありましたら、あっても効果があるテストですから実施をしたいというように内部で検討をしているところでございます。

永露委員

すみません。ちょっと不明なところがあったんですけども今の市単位でやっておるあの学力調査、学力テストと、今私が申し上げております今回の国の方針が示されました全国学力テストの問題では別なんですけども、私申し上げているのはそんなふうにな国が40%抽出してやるんだと、しかしこれに対して県の方は100%全校参加でやるんだという方針を出されました。これについてはまだ今から煮詰めがあろうと思うんですけども、県の方針が出されたのでなかなか市教委としてはそれに逆らうことが難しい、この縦割りの行政中で難しい。親分が言うならというところが多分にありますので、そういうことに対して、市としてはまだ最終的な方針は出されてないんだと思うけども全校方式でやると、県の方針に従って飯塚市としてもそれに参加をすると、参加をしたいというふうなことを今おっしゃったんですかね。それとも別の、市として単独で行ってる調査、テストをやっておるといふ。それはそれでいいんですけども、私は申し上げたのはいわゆる全国学力テストについての対応を市としてはどのようになさりたいと思うのかということなんです。

学校教育課長

失礼いたしました。新聞報道では財政的な面もまだはっきりしておりませんでした。県の方

がどうするのか、市町村がどうするのかも。また学力テストに伴います学習状況調査、これがまた大きな効果を発揮するんですが、この実施もどうであるかもまだ確定しておりませんでしたので詳しい情報が入り次第教育委員会としてもしっかり今後検討をしていく内容であると認識をしております。

永露委員

今後の検討と言われますけども、いわゆる全国学力テストに対する市としての基本的な考え方、これは有効性があるから例えばぜひこれからもやっていくべきだというふうな基本的なそういうスタンスに立たれてあるのかな、それとも高官が言われておりますようにある自治体ではもう大体のところ把握できたのでもうそんなに何十億円も、今60億円とか70億円とか言われますけども、そんなに金かけてまでする必要はもうないんじゃないかと。もう大体のところ、飯塚市としては全体を把握はできたからもうそろそろ考え直してもいいんじゃないかというお考えがあればお聞かせをください。

学校教育課長

学力の状況は、現在市式で行っておりますテストでこれまで十分に出来ているものと認識をしております。県の方ですべて財政的にも面倒見るので飯塚も実施してほしいということでしたら、ないよりも学習状況をまた把握できるものですから、ないよりもあった方がいいということで実施に協力はするべきだと考えております。

永露委員

その程度ですね。当然県の方針としてそれを打ち出したんです。40%から外れないとこについての費用分担が出てくるのは当然です。国は40%しかみないんでしょう。やるんですから。だからそれ以上やりたければどうぞ自由ということですから、当然そこには費用の負担は出てくるんですから。出るでしょ、テストから調査、答案、いろんな事務作業が出てきますので、その分の費用が当然出てくるんですから。それは県がやるのならば、県がやれというならいいですよ。その代わり当然県の方で費用を分担するのが当たり前の話でしょ。やるというんですから。県が自分たちで費用を分担するのでどうぞ参加してくださいというならまだしも、新聞内容によりましたら、ひょっとしたら市町村にもいくらかの費用分担をしてもらいますよという話でしょうからそういった話はないと。費用負担をしてまでも、もういまさらやる必要のないものだというふうに、それぐらいものだというのを今課長言われたので私も同感です。同感ですのでその点については理解をしておきます。

いわゆる学力向上という形の中で盛んに言われておりますね。ただ、もうこうすれば学力が向上するんだという方法はないと思います。いろんな複層的な作用の中で、学力向上というものを考えなくてはならないと思いますので、それだけに非常に難しいんですね。学力向上を簡単に言いますがそれは一朝一夕にはできませんし、1つのことをやればそれで学力が向上するというものでもない。それだけにこの問題はまさに本当に永遠のテーマだと思うんです。非常に難しいと思うんです。ですが私は常に申し上げておりますようにいろんな方法、やり方のある中で非常に私は有効な手段としていつも申し上げておりますように、いわゆる習熟度別授業というのが、これは、私は個人としては非常に有効な手段だと思うんです。

それですまずお尋ねしたいんですが、各小学校でも中学校でもそうですが、特にやっぱり中学校になるとクラス編成がありますね。昔テレビでありました金八先生なんかねその中にクラス編成のシステムが出たりしたんですけども、これをここにしておいたほうがいいとかね、なんかそういうふうないろんな作用の中で、例えば成績の問題とかリーダーシップのある子ない子とかいう、それを全体的に見てクラス編成をするというあのテレビ映画の中では示されたんですが、今現在例えば飯塚市においてはそういうクラス編成は基本的にはどのような形で行われているんですか。

学校教育課長

小中学校ともクラス間の均等化を図るために今質問委員さんおっしゃったようなリーダー的資質がある子が各学級にいます。また特別に支援を要する通常学級に在籍している子どもも各クラスにいます。スポーツが得意な子も、例えば文化的な技能がある子もそれぞれのクラスに振り分けてクラス間の均等化を図り普通学級は編成をしております。

永露委員

それだけですか。それだけじゃないと思うんですよね。そこが肝心なところなんです。言ってください。

学校教育課長

通常、普通学級のクラス編成はそうですが、特に中学校におきまして数学や英語もしくは国語のような子どもの学力に格差が大きくなり生じてしまう教科につきましては、指導方法、工夫、改善、加配教員を活用するなどしまして習熟度別にその教科の時間にコース分けをして基礎コースの学習だとか、発展応用コースの学習だとかというような形で少人数の学習指導もあわせて実施をしているところでございます。

永露委員

私の質問が悪かったんだと思いますけども、私がお聞きしたのはクラス編成の中でそういうリーダーシップとかスポーツ文化とか、そういうもろもろのことを勘案したなかでの編成も行うと。私が申し上げたのはそれだけですかと、そこにはクラス編成の中でいわゆる学力的なものも加味した中でのクラス編成が私は行われているんだろうというふうに思っておりますので、そうですかとそれもあるんじゃないですかと、いわゆる学力的な見地からも均等化が図られるようなクラス編成をしているのではないんですかと。恐らくそうだろうと思うんですけどもいかがでしょうか。

学校教育課長

特に小学校高学年そして中学校につきましては、前年度末の通知表の合計点を一覧表にしまして、いわゆる学力の結果を基にクラス編成を行っている。その部分も1つの資料としております。

永露委員

当然そうだろうと思うんですね。そこで例えば先ほど申されましたリーダーシップとか学力以外の分野ですね、そういうもろもろの均等化を図るというのは当然です。今課長言われました学力においてもいろんな形での均等化をクラス編成の時点で行うということもこれも当然だろうと思うんです。

ただそこで先ほど私が申し上げました習熟度別の授業が一つの大きな手段であるというふうに申し上げたんですけども、そこで問題になるのが各クラスに、例えば今学力的なものだけで申し上げますけども、各クラスにいわゆる格差があるんですね。これはいたしかたない、今の方法としては仕方がないんだろうと思います。いわゆる学力の上位者、中位者、下位者と大まかに分けてそういう3段階ということがあります。基本的には中位者がほとんど、中位の者が数的に多いんだろうと思います。上位の者、下位の者という分け方をすると、そこに例えば5%的なものが必ずそういうシステムでクラス編成しますと出てきます。ですから、当然授業の方針、内容も当然中位にあるものに対する方向で授業をせざるを得んのですね。ですから学校としてはその中位にあるものを対象にした授業をせざるを得ないという現実だろうと思うんですが、それについてはいかがですか。

学校教育課長

もちろん授業をするときの大きな単元での目標は学習指導要領に定められておりますし、その時間ごとの授業の目当ても設定いたします。どこに視点をあてて授業をするかといいますともちろん成績上位の子にも学力的に厳しい子にもということ意識はいたしますが、授業の視点は学力中位部の子どもたちに対しての授業設定と現状なっております。

永露委員

当然それしかないんだろうと思うんです、方向づけとしては、基本的な考えとしてはそういう方向でしかないと思うんです。そこで問題になるのが俗に言う、言葉は適切かどうかわかりませんが、落ちこぼれとか、あるいは逆の上位者に対してはふきこぼれというんですね。どちらのものにとっても授業はおもしろくないんです。例えば、もう因数分解とか何とかができる子どもに掛け算の授業をすると、極端に言えばね。でも逆に言えば足し算が分からんのに掛け算の話をされるとか、極端に言えばそういう状況にどうしてもならざるを得んのです。ですから下位の者にとっても今の授業のやり方が、下位の者にとっても上位の者にとっても私は不幸であると思うんです。そっちのほうが分からんまま行くよりも分かった者をまったくどくどくと言われる。どちらにとっても私はその子どもたちにとっては余り良い状況でないと思うんですよ。

ですから、それを解消するのに先ほど申し上げました習熟度別授業というのが1つの解消するための手だてとしてはいいものだと、やり方だというふうに思うんですが、ただそれをやるとまた例の差別とかいうのを必ずある意味で、あるところから出るんです。そのクラス編制を、例えばそういう授業をやると、そういう言葉がどうしても出てくるようなことが多分にある。これまでもあったし、それをやるとなるとたぶんそういうのは出てくるんですよ。でも今の状況を分からんままやるとか、分かった者に対してもわかりすぎる内容の授業をやるということの方がマイナスの面は私は大きすぎると思うんです。ですから1つの方法として習熟度別授業も大きな良いものだと。やり方としてはね。いい方法だと思うんですが、飯塚市の教育委員会としてこの習熟度別授業を行うということに対する基本的なお考えについて、まずお聞かせを願いたいと思います。

学校教育課長

大いに賛成でございます。実際学校の中では固定はしておりませんが、習熟度別の学習形態を取り入れております。大きな単元の中の中間部分で習熟度別を入れ、そして終末の部分でまた習熟度別の学習を入れます。そうすることが一人一人の子どもの学習状況に対応できる方策だということで、そのための授業づくりの研修会も教育委員会主催で行ってるところでございます。また、クラスの均一化を図る目的として通常の授業の中にも教え合い学習ができる場面というのを設けることによりまして、学習のそれぞれの伸びの保証と集団づくり、豊かな心の育成も合わせて図っているところでございます。

永露委員

現実に今私が申し上げました習熟度別授業、私が今考えてる習熟度別授業と今課長言われた習熟度別的な授業。私に言わせればそうだと思うんです。習熟度別授業を行っておるとはいえない。それ的な授業は行っているけれども、厳密な意味での習熟度別授業は行ってはいないと私は思ってるんですよ。していないと思ってるんです。ですから、もっとはっきりした中での習熟度別授業を取り入れるべきではないかなと私思ってるんですけども、それについてはいろんな抵抗とかいうこともあるかもしれませんが、そういう形でのはっきりした私が願っておるような、思い描いているような習熟度別授業を私はやったほうがいい、やるべきではないかなというふうに思ってるんですけども、こういう形での習熟度別授業をやって欲しいというこの気持ちに対して課長は、今の授業はそれはそれでいいと思うんですけども、そういうものではなくて、もう少しはっきりした形の中での授業を私はやってほしいと思うんですがこれについてはいかがでしょうか。

学校教育課長

実は学期を通じまして数学と英語で固定をして、子どもの選択意志を尊重する要素も入れましたが、発展・応用のクラスと基本・反復のクラスとに、実は分けたこともありますし、そういうことに取り組んだ時期も、この飯塚市はもちろんです、この地元の教育界でございませ

た。しかしながら実際に小学校では単元テスト、中学校では中間考査や期末考査の問題は公平公正の原理から同じ問題を受験することになります。そうしたときに格差が結果的に開いてしまう状況になりましたので、現在ではもうどこ学校も先ほど説明をいたしました全体で同じ学習をし、中間地点で習熟度別学習を入れ、また授業の続きを展開し、終末段階でまた習熟度別学習を入れるというような方策が現在行われている学習形態でございます。

永露委員

過去の経緯、あるいは今の現状についてはわかります。わかりますがそれでもあえて私は自分の考え方としてはそういう課長が言われる結果として格差が出る、でも私はテストというのはどうしても数字で出てくるんです。そこにおいても差が出るのはね、これはある意味で仕方ないんです。差が出るのは仕方ない。数字で判断する以上、それを格差と言われればものの言いようがないんですけども、反対する人もおられましょうし、それに対する疑問を持つ方もおられましょうけども、私ははっきりした中での習熟度別授業を本気でもう一遍考え直してそれに向けた検討をぜひやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

それぞれの子どもを伸ばすということが究極の教育の目的でございます。今ご指摘の方法が本当にそれぞれの子どもの伸びにつながるのかどうかも含めまして、指導の方法論として個人的な見解や教育委員会の考え方だけでなく、学校の教務主任等も集めた研修会を実施しておりますので、現状把握とその模索に今後努めていきたいと考えております。

永露委員

今、学校教育課長としてのお考えを述べられました。課長の考えはあろうと思うんですけども教育委員会として今、課長だけがご答弁されておりますけども、最後の段階では課長の答弁ではないと思うんです。そう思いません。そこにはやはり部長もおられる教育長もおられるんですから。ねえ部長、たまには声を聞かしてくださいよ。あなたもやっぱり部長という責任ある立場にあるんですから、今課長が縷々言われましたけども、そういうことを踏まえて教育行政をあずかる部長として、今の問題についてはこういう形で考えてこういう方向でやっていきたいとかね。そういうのが私は部長の仕事ではないかと思うんですけどね。いかがでしょうか。

教育部長

習熟度別授業についての貴重なご意見をありがとうございます。ただ課長が答弁いたしましたように、現在の義務教育という中では、一応真ん中に合わせた中で授業をやっている。それが全体的な伸びにつながればもっといいというふうに考えております。ただ、習熟度別授業というのも教育委員会で実施しておりますし、逆に言えば課長申しましたように教務担当の中でそういったご意見があったことも議論していきたいと思っております。ただ今の時点で習熟度別授業を目指して行くというようなちょっと答弁はさし控えさせていただきたいと思っております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 11:57

再 開 13:15

委員会を再開いたします。次に「学校給食について」を議題といたします。質疑を許します。

質疑はありませんか。

佐藤委員

それでは学校給食についてお伺いいたします。まず前年度の委員会的时候に残滓を減らす方向で資料も出していただいて、解消するということがあったんですけども、現在、それからの状況、そして残滓があるとすればどういう原因なのかをお伺いいたします。

学校給食課長

給食の残滓の問題については、各学校でも積極的に取り組んでもらっておるところでございます。19年度では残滓率が17.18%だったものが、今年1学期終了時点では9.72%と随分改善をしております。ただ中学校のほうではなかなか改善には至っておりませんで、ほぼ横ばいの14.6%となっております。残滓が残る要因といたしましては、まず新学期が始まりますと新しく入学した1年生、それと6年生から中学1年生と持ち上がったときに、小学校1年生ではなかなか学校給食に慣れない、若しくは新中学校1年生では小学校の一人当たりの給食の量に比べて中学校の方がふえます関係上、なかなか慣れるまでに時間がかかっている状況でございます。

佐藤委員

17.18%のときにはセンター方式のところと自校方式のところの差があったわけですね。自校方式のほうが残滓率が少ない、センターのほうが多いという状況があったんですが21年度に関してはどうでしょうか。

学校給食課長

残念ながら自校方式のほうが大変少なく、センターのほうがまだまだ多い状況でございます。

佐藤委員

その辺の解消はどうされていくつもりでしょうか。

学校給食課長

まずPTA連合会を通じて試食会を11月に予定しております。そういったところでPTAの役員の方へのお願いと、もう1つありますのは年明け1月に予定しているんですが、給食主任の先生方を対象とした研修会をもとうと思っております。その中では残滓の減少についての取り組みの先進事例だとか、そういったところを研修を受けていただくように今計画をしていると。今ひとつありますのは子どもたち、父兄を対象としたアンケートも計画をしておるところでございます。

佐藤委員

残滓率のことについては二通りあると思うんですね。自校方式とセンター方式の問題、自校方式のところであれば特にうちでいう先進地、筑穂地域は残滓率0%。どういうものでもすべて食べているんですよ。今言われる食べたくないおかずとして野菜類が挙げられるんですが、ひじきであろうが、ネギであろうが、ピーマンであろうが、玉ねぎであろうが、すべて食べているんですよ。その辺をやっぱ研究していただきたいということ。そして中学校において、やっぱり荒れてる中学校というのはどうしても残滓が多い。給食時間がいくら食育といってもきちんとして座って食べてない。郊外に持ち出して食べているという状況も見たりしますんで、その辺の二通りの徹底をしていただきたいと私自身思っております。

そして自校方式というところで先ほども問題になりましたけども、自校方式のことは後でいきます。まず、30円の格差ですね。その辺、決算委員会でもちょっと意見を言われてあった方があって止めた部分もあるんですけども、ここは思い切り聞けるんですね。

今まで30円の動きとして、市の方針として、是正されるということがあったけど、今までどう動いてあったのか、今までどう働いてこられたのかお聞かせください。

教育部長

学校給食における自校方式とセンター方式の違い、30円という金額の差につきましてはこ

としの初めから給食審議会あるいは議会等で指摘いただきまして協議、検討いたしております。基本的にはすべて自校式にすれば解消するというところでございますけれども、どうしても時間がかかると。その中で、今弁当方式とか食缶方式とかの改善によって何とかならないかということも検討いたしましたけれども、どうしても差が縮まらないということでございますので、今後自校式を進めていく時間がかかりますのでその間をどうするかということで、議会等の指摘を受けた中で検討いたしておりますし、前向きに検討したいと思っておりますので、そこら辺ご理解いただきたいと思っております。

佐藤委員

これはですね、今30円という問題をみんな知っているようなことになってますけれども、去年の給食運営審議会で発覚したことです。担当者は知っていたということなんですけど発覚しました。そして値上げの審議をしている途中で、この30円の格差を是正しないと値上げには応じないよという市のPTA連合会の意向もあったと思います。去年の教育委員会に出した、市P連が要望した格差を是正してくださいということもありますし、今年もそういう要望をするそうです。もう大概で自分はどうかしてほしいと。自校方式っていうことはもう出してるんですから、その辺の部分の間だけでも30円の格差を埋めるということで、端的に課長お伺いしますけれども、自校方式のところは30円安いですね。センターのところは30円高いんです。実質栄養価とか野菜とかにもう影響、一食についてですから影響してるでしょ。その辺をちょっとお聞かせください。

学校給食課長

栄養価の面でいえば食材の工夫などで補っている部分があります。ただ自校方式の分としては副食、おかず等を作る費用として30円の差がついているのは事実です。

佐藤委員

そうですね、同じ市内の子どもたちが市の給食を行う方式によって格差を受けているという事実、これを申しますと合併のときの値段の決め方からあると思うんです。そこまで市のPTA連合会も言わないと言ってますので、ぜひとも補正でも組んで早急に4月からじゃなくて、前倒ししてでも検討して私はいっていただきたいというふうに要望しときます。それと自校方式への移行についても、今までどういう検討をされて、今どこまで進んでいるのかお聞かせください。

学校給食課長

自校式への移行については大規模改造が終わった小学校からまず進めていきたいと思っております。始めに伊岐須小学校については平成24年の4月を自校方式による給食開始に向け、22年度には実施計画、23年度には建設の予定をいまもっております。25年の4月には立岩小学校、穎田小学校小中一貫校について自校方式による給食開始を考えております。またその他の学校については学校施設再編整備や大規模改造の方針など考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

佐藤委員

具体的に年次計画、名前が出ましたけれども、特例債をどうせ使っていくかと思うんですよね。特例債以外ではこの自校方式への移行は難しいと思うんです。その辺のお考えはどう考えてありますか。

学校給食課長

確かにおっしゃられるとおり特例債を利用してなるべく多くの学校を自校方式のほうに切り替えていきたいというふうには考えております。

佐藤委員

なるべく多くの学校じゃなくて、やはり要望どおりすべての学校にさせていただかなければいけない。ただ27年という特例債の期限もあります。その辺、やっぱりもっと進んでいって話

していただいて、検討していただいて、何年度何年度、そして例えば親子方式とかですね、センターにする分は例えば自分としたら飯塚市内のセンターを使っている中学校だけはセンターですとか。そういうふうにして早く保護者に希望を見してあげんとですね、給食費は上がった、自校方式への移行は見えない、その辺の計画をもっと市P連のほうにでも具体的に示していただきたいと同時にですね。

次の部分になるんですけどもセンターの部分の部分を民営化するというのも出てきてます。ついでなんで一緒にさせていただきませうけども、センターについても民営化する部分はいいいんですけども、PTA連合会とかに説明、そして納得していただけるような手順はきちんと踏んでいただけるんでしょうか。

学校給食課長

現在給食センターの民営化に向けて検討を重ねているところでございます。当然その旨を実施するにおいては保護者の理解だとか、PTAの役員の方の説明だとか、そういったものを設けながら進めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

給食部分でちょっと納得いかない部分が今まで何点かあったんですけども、例えば筑穂町の190何食の給食の回数を減らすとき、部長以下単Pの校長、会長に直接話しされて、10月ぐらいに話されて来年度からしますよと、庄内小学校、民営化するときにも単Pに乗り込んで行かれてしますよと。単Pの会長はそこまで権限ないんですね。やはり合意として総会なりを得られないけない。そうしないと言葉を言えないんです。そして教育委員会の部長なりが学校に行って校長に言ったらですよ、校長は嫌と言えないんですね。

だからその部分をやっぱりするのであれば、デメリット・メリットを出した上できちんと末端まで、末端というか会員の皆さんが納得していただけるような手法をとらんといかんと思います。現実に単Pでいえば総会はまだ4月末か5月、そこである程度は話を煮詰めていただいて、熟知していただかないけない。その辺はぜひ考えていただいてですね。そういうことが今後ないようにしていただきたいのが1点と、保護者としたらですねセンターが民営化になる。そこで働かれる人の意識が落ちないかと。やはりきちんとしたものを作って食べさしていただきたいと思いますので、職場の方にもきちんと話をされて納得された上で進めていただきたいことを要望して終わります。

委員長

他に質疑はありません。

(質疑なし)

おはかりします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。おはかりします。案件に記載のとおり執行部から8件について方向をしたい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「くらしの便利帳の発行について」報告を求めます。

市民活動推進課長

「くらしの便利帳の発行について」ご報告をいたします。本市におきましては合併時に合わせて生活便利情報誌としてくらしの便利帳を作成し、市内各世帯に配付いたしておりましたが今回この暮らしの便利帳を改定し発行するものでございます。

発行に当たりましては官民共同の方式を採用いたしております。内容は、市の情報、歴史や

文化財、公共施設などページを設けております。具体的な方法につきましては市が行政情報を作成し配布を担当し、広告業者であります株式会社サイネックスが広告と編集印刷を担当し、本市に寄附する方法をとっております。今回11月4日水曜日に協定書を結んだのち、今月の中旬以降から2カ月程度株式会社サイネックスが広告を募集してまいります。発行と配布につきましては平成22年3月末を目指しております。以上報告をいたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。次に「直方市中泉の産業廃棄物処理施設にかかる経過について」報告を求めます。

環境整備課長

本件につきましては8月3日の委員会において、処分場設置計画に伴う環境調査書の概要について報告いたしましたものですが、その後の経過について報告をさせていただきます。

県の紛争予防条例に基づく市民の皆様へ周知を図る必要のある地域の指定に対する意見書提出について、9月7日に関係部署との協議を行い、10月7日には飯塚市自治会連合会頼田支部の理事会において報告と説明を行っております。また設置予定地である直方市や小竹町など関係自治体や県などと情報交換や意見交換を行いながら、処分場設置に伴う諸問題や排水による飲料水や農業用水などへの影響等について調査を進めておるところでございます。意見の提出期限につきましては、特に定められておりませんが県に確認を取りながら、また引き続き関係部署、地元自治会などと意見調整を行って参るところでございます。以上報告終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「飯塚市屋久島うみがめ展の開催について」報告を求めます。

環境整備課長

「飯塚市屋久島うみがめ展の開催について」報告いたします。既に新聞報道もなされておりますが、お手元に配付いたしておりますチラシのとおり、今月14日から23日までの10日間エコ工房におきまして、屋久島うみがめ展が開催されます。これはNPO法人屋久島うみがめ館から飯塚市内においてうみがめ展を開催したい旨の申し出を受け、環境教育施設として設置した目的と合致し、エコ工房を広く市民の皆様へ周知するよい機会としてとらえ、エコ工房での開催を決定いたしました。

運営方法といたしましては、実行委員会を設置し協賛していただく個人や団体から協賛金を募り経費にあて、事務局を環境整備課が担当しております。うみがめを守ることは美しい海を守ることであり、その海に注ぐ川を守ることにもつながります。そして川を守ることは源流である森を守ることでもあるという趣旨から、副題として「命の源～森・川・海」といたしました。飯塚市を流れる遠賀川に清流を取り戻すため川を大切に、森を育てる心を多くの方々に訴えていきたいと思っております。

開催期間中はうみがめの赤ちゃんや標本、説明パネルの展示のほかマリンワールドによる子ども環境講座や移動水族館なども用意しておりますので、ぜひともご来場くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「飯塚市教

育委員会事業評価結果平成20年度分について」報告を求めます。

教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果平成20年度分について」ご報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定にもとづきまして、平成20年度事業分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その事務評価結果の報告書を作成いたしましたので議会に提示させていただきますとともに、その概要についてご報告いたします。

配付いたしております資料、飯塚市教育委員会事業評価結果平成20年度分の1ページのほうをお願いいたします。教育委員会の事務事業の点検評価を行う目的やその方法等について記載をいたしております。評価方法につきましては飯塚市教育施策要綱に掲げております教育委員会所管の各分野の基本目標に対する各事業の達成状況につきまして、「A達成している」から「D事業見直しが必要」までの4ランクで行っております。

この評価を行う上で法で教育に関する学識経験を有する知見を活用することとされておりますので、前ページの目次の囲みの下段のところに記載しておりますが、福岡教育大学の坂本准教授にお申し第三者としての評価をいただいております。

2ページをお願いいたします。全体評価結果でございますが、事業全体を通しての第三者の意見を外部評価講評として掲載をいたしております。

3ページをお願いします。点検評価の対象はここに掲載しておりますように、学校教育から図書館事業までの6区分全55の基本目標に対しまして105の事務事業を実施しております。評価結果は「A達成している」が2目標で全体の3.6%、「B概ね達成している」が51目標で92.8%、「C課題あり」及び「D事業見直しが必要」がそれぞれ1目標で1.8%ありました。

次に、4ページをお願いいたします。4ページ以降に区分ごとの目標とそれに対する事業等名、所管課、評価上の意見等、評価結果を記載いたしております。各項目の詳しい説明につきましては省略をさせていただきますが、本評価を行うにあたりましては各所管課において各事業の取り組み状況や成果、課題今後の方向性などの自己点検評価を点検評価シートと呼ぶ統一様式で作成いたしまして、その事業別の評価を先ほど説明いたしました坂本先生に外部評価をいただき、この本報告書を取りまとめたものでございます。なお、今説明しました点検評価シートにつきましては本報告書に添付いたしておりませんが、市のホームページには掲載いたすこととしております。

この事業評価結果につきましては議員の皆様にも提出するとともに市民の皆様にも教育委員会事務局や市のホームページで公表しご意見をいただき教育行政の改善に役立てていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

いろんな項目にわたって評価がされております。その大部分がBですね。おおむね達成できたということです。それはそれで大変いいことなんです。ただこの中で1点だけ未実施というんですかね、実施してないがためにD評価という、これはD評価以外にはないと思うんですけども、そのほかでBに満たなかったのが唯一1点だけですね。Bに満たないということはイコールCということです。が唯一あるんです。これがいつも私が言っています学校教育課ですね。学校教育課の中の1番ですか。1番だけがC評価ということですね。そこに意見等も書かれて現状を見ましても評価としてCにならざるを得んのかなというふうに思いますが、学校教育課としてこれがCという評価を受けた原因ですね。原因とCの評価を受けて今後ですね、例えばこの評価の中で内容はわかりませんが具体的にどこをどのような形で

改善しなさいとかですね。そういうものが恐らくあったんだろうと思うんですけども、との点についてのご説明をいただきたいと思います。

学校教育課長

このCという評価結果を受けまして学校教育課としても非常にショックでございました。坂本准教授の方からは一生懸命さまざまな取り組みの工夫も含めて実施してあることはわかるけれども、成績の伸びも微増であるし県平均にまだ届いてないのでCと評価せざるを得ないということでしたから、テストの平均値の結果は結果として真摯に受け止めておる次第でございます。学校教育課としましては午前中にご質問もありました学力向上につきましては、学力を支える体力や子どもたちの規範意識そして授業づくりというような三本柱を小学校段階から中学校に丁寧につなげる小中一貫教育構想も充実させることにより、ここをCからAというように評価をいただけるよう今後とも努力をしていきたいと考えております。

永露委員

今課長が唯一のC評価ということでこの評価についてショックを受けたというご発言ありましたが、別にショックを受けることないんですね。通常考えればC評価で仕方ないんです。だから、例えばこの項目の一番最初ですね、確かな学力向上のためという一大目的が書かれているんですね。だからその点だけから見ても今の飯塚市の現状を踏まえてみればCしかない。というふうに私は思っているんですよ。だからそれに対して課長がショックを受けたということであれば、少し見識が違うんじゃないかなと思うんですよ。今これをC評価ですから、これをBにしなくてはならないというふうに思っているんですけども、これをB評価にするためにどこを具体的にね、努力しないとイケないというのは分かりますけども抽象的なものじゃなくて何がどのようになればB評価をいただけるというふうにお考えですか。

学校教育課長

先ほどのお答えと重なりますが学力向上のためには基礎体力それから規範意識そして教職員の授業づくり、これを充実させることが一番だと考えております。その充実のために小学校と中学校の接続をより緊密にし、きめ細やかな教育を子どもたちにすることができる教育システムづくりを進めていくことが必要だと考えております。

永露委員

少しまどろっこしいんですけどね、そういうご答弁しかできないんだと思いますけども、ここでは例えば端的になぜCなのかということでの意見等として書かれていますね。例えば学力については県平均まで至っていないとですね。だから少し乱暴な言い方ですけども県平均を超える、あるいは県平均をオーバーすればこの項目については、例えばB評価をいただけるというふうなお考えは持っておられますか。例えばこの項目について、そのことだけの判断ではないと思うんですけども、それは非常に大きなウエイトを占めていると思うんですよ。だからその点についての目的としてCからBにしなくてはならない。そのためにはここをこのようにクリアできればB評価をいただけるというふうなお考えがありますか。

学校教育課長

この評価がショックであったという事におきましては、この学力テストを実施するという学校教育課が行っております事業についてはN R TやC R T等のテストも主として実施し、それを分析し各学校に返し、各学校は家庭にその結果をお返しする等の地道な取り組みも進めてきておりますし、この分析結果を基に教務主任研や教頭研修会で対策を練っております。また、学力向上のヒアリングも各学校対象に行っておるにもかかわらず、結果が伴っていないことでのCだとお聞きしましてショックだったという意味でございます。大きく県平均をこれまで下回っておりましたが、この3年間年々小中学校とも向上しておりますので、その向上の歩みをとどめることなく、近年中に県平均を上回ることができることによって、結果を伴いB評価、A評価をいただけるものと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。次に飯塚市文化会館の指定管理者の候補となる団体について報告を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

飯塚市文化会館の指定管理者の候補となる団体についてご報告いたします。飯塚市文化会館の指定管理者・指定候補者の選定につきましては飯塚市指定管理者選定委員会が9月17日、10月1日、10月15日の3回開催され選定の結果、株式会社コンベンションリンケージが候補者に選ばれており、10月23日に委員長より市長に答申がなされました。なお、選定の結果につきましては市のホームページで公表するとともに、12月の市報でも公表する予定にしております。また資料につきましてはホームページで公表している内容と同じものがございます。内容といたしましては、1．対象施設、2．選定結果、3．選考の経緯、4．審議における基本的な考え方、5．委員会の附帯意見、それと最後に選定評価書の結果表をつけております。以上簡単でございますが、選定結果のご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりまりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

佐藤委員

率直にこの結果を受けられて、どういう思いがされてあるのかお伺いします。

生涯学習課長

私の意見でよろしいでしょうか。まず公募にあたりまして募集された4団体について事業計画書等を見せていただいたんですが、4団体とも事業実績、それから経営実績等すばらしい団体であって、私としてはどこが選ばれても十二分に文化会館の指定管理者となりうるというふうに感じておりました。その中で経営とか飯塚の文化芸術に精通された委員の方々8名で、公平公正に今回コンベンションリンケージが選定されたことについては、来年度の文化会館の指定管理者としてはふさわしい団体だというふうに感じております。

佐藤委員

私1つだけこだわるんですけども、前回の委員会のときに事業団のてこ入れしたのは指定管理者をとらせるためということを発言されております。そして公募は前回否決を受けてですね、公募するときにはもっと早目に公募して、議会に十分審議をいただける時間をほしいという委員会の要望もあったのに公募も遅れてます。この公募が遅れたのはてこ入れしたために、指定管理者を事業団にとらせるために、てこ入れするために、公募も遅れたという発言をあなたは前回の委員会でしてあります。それを受けてもそういう簡単な答弁なんですか。その辺が腑に落ちないんですけども。

生涯学習課長

前回の答弁でございますが、あくまでも事業団と行政についてはやはり市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与するため行政、事業団双方の協力は欠かせないという思いからそういう発言になったと思っております。

佐藤委員

私はですね、その答弁を前回欲しかったんです。何でかということですね、前は厚生文教委員会でしたけども、事業団の構成を変えるといったときに前課長から私はそういう答弁を聞いてたんです。あくまでも指定管理者とそこをごっちゃにするとまたおかしなことになるから、前回の委員会でもそこで紛糾したんだから、そこは切り離してしてくださいよということ言ってたんですよ。課長が変わったらそういう答弁されたんです。最初はその答弁があったけど、次には指定管理者導入を目指しててこ入れしたと考えていいんですかって言ったら、そのとお

すから、委員会として何も審議して意味がないですよ。これは議案審議じゃないからそのまま
で言いませんけども、そういうことがまかり通っていいんでしょうか。委員会で発言された部
分を撤回されて、公募に臨んでまた撤回された。ちょっと頭がこんがらがって、どういう意
見持っているのか分からないし私は納得できません。それだけ申し伝えときます。

参考のためにこの1回から3回までの会議、1回、2回目は別にいいんですけども特に3回
目の会議については何時から何時までであったのか、それと休憩時間をどれくらいとられたのか、
1カ所についてどれくらいプレゼンテーションが行われたのかお聞きいたします。

総合政策課長

第3回目の委員会でございますが、10月15日のプレゼンテーションが14時から行われ
ました。いち持ち時間が20分のプレゼンテーション。そして4団体ございました。プレゼン
テーションを受けたあとに各提案書ごとに約10分間の質疑ということで、だいたい今詳しい
時間がわからないんですが、15時ぐらいにプレゼンテーションが終わったと記憶しておりま
す。それから選定会議に入りまして、終了したのがおおよそ20時近くだったというふうに記
憶しております。

田中委員

今課長、4団体ともすばらしい業者だったということでございましたが、440点満点の
264点、これ100満点に直すとちょうど60点なんですよ。この点数がほんとに今おっ
しゃったような点数業者なのかという疑問は残りますが、これは点数を積み重ねていった結果
でしょうからこれに対しては何も言いませんけど、この中で委員会の附帯意見がございます。
その中に1番に音響証明等のスタッフの体制は重要であるため、専門的な専属の技術スタッフ
の確保に努めることというのが1番目にあります。5番目に業務の一部を委託する場合におい
ては、地元業者育成の面から市内業者を優先するよう努め、また地元人材の雇用の面におい
ても同様に努められたいという附帯意見がつけられておりますが、全く私も同感でございます。

今現在、音響証明のスタッフは市内業者が委託をされて実施されていると思っておりますが、その
とおりでございましょうか。

生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

田中委員

ということは先に読みました5番目にありますように、業務の一部を委託をする場合におい
ては市内業者をお願いしたい、できれば委託をしていただきたいという意見が述べられており
ますが、市としてもそのような要望等はされるおつもりでいらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長

はい、雇用についてもできるだけ地元の方を採用していただけるようお願いしたいという
ふうに考えております。

松本委員

1つだけお尋ねをいたします。前回ですね、この事業団の理事さん等々の役員さんを替えら
れて今回臨まれたわけですよ。これは先ほどから、テコ入れかテコ入れじゃないかとかあ
ってますが、テコ入れにしてもテコ入れじゃなくてもいいんですが、今までの文化事業団ではい
けないと。やはり新しいメンバーにして今度臨みたいという思いであったと思っておりますが、その
とおりですか。

生涯学習課長

任期ということもありまして、また理事の方には市の現役の職員の方が数名入っておられま
したのでそれを文化芸術に堪能な方に替えたということでございます。

松本委員

そういうふうな方に替えられた。これには当然予算というお金が伴ってくると思っておりますが、

それは税金から出ているというふうに理解をしてよろしいですか。

生涯学習課長

理事の報酬については委託料の中に含まれております。

松本委員

そういうふうないろんなことを替えられて、今回時間がない中で指定管理がもう一度行われたわけです。そして結果が出たわけですが、私どもの税金が投入をされたそこには残念なことに結果は出ておりません。そうしますと、私どもの税金は無駄に使われたという判断を、いやいや、市長は首を横に振られておりますが、そういう判断をされても仕方がないのではないかなというふうに私は思います。その辺いかが担当課としてはお考えですか。

生涯学習課長

無駄に使われたということはないと思います。飯塚市の文化振興にはどうしても事業団が欠かせなかったし、その果たした役割は大きなものがあったというふうに考えております。ただ今回については文化会館の指定管理者という選定の中においては、今回応募された4団体の中で一番ふさわしい団体ということで、事業団がその中にもれたという事実は存在しますが、過去の実績を否定するものではないというふうに考えております。

松本委員

過去の事実を否定するとか何とかじゃないんです。現実としてやっぱり文化事業団にはこういうメンバーを編成してやりたいと、やろうということで作られたわけです。その結果が出なかったわけですね。それはいろんな事情がありましょう、でもその事情も我々委員会としては、そういったことも考えられるんじゃないですかということも再三申し上げてきたつもりです。前回まで。でもあなた方は7月の公募も委員会にはかけられずに、一般質問のなかで企画調整部長が言われて、いや、やりますよということでスタートをされた経緯がございます。

だから私はあえてお尋ねをしてるんです。そういったメンバー構成までして税金を投入してやって結果が出なかった。出せなかった。出せるような状況ではなかったというふうな、私は判断をしています。いやいや、市長がいくら横に首を振られてもそれは一緒です。私はそういう判断をしています。だからお尋ねをしているんですが、そういった今言われるようにね、事業団がとれなかったら答えの言い回しも違ふと、じゃあまた変わったんですかというような話になりますけれども、あなた方に一貫性がないからそういうことなんですよ。私どもとしても分からない、何を考えてあるんだろうかというような思いでいっぱいなんです、そこは皆さん方が今後どんなふうにしてこれをやろうとされるのか。部長、課長では答弁重たいと思います。お知らせください。

生涯学習部長

今後といいますとこの結果の後のことでよろしいのでしょうか。

松本委員

今後というのは飯塚の文化をどんなふうにするのかということですよ。それに皆さん方はそういういろいろなことをされて、臨まれたんですけども、いやいやテコ入れではありませんよと、テコ入れとか言わなくてもいいんですよ私も。ですが、そういうふうな形でやられても結果は出なかった。それについて担当課としてはどうお考えですかということ聞いてるんです。

生涯学習部長

公費を使ってそういうメンバーを入れた中でこういう結果になったということについては、私は残念な結果と思っております。先ほどの担当課長が報告しましたように、いわゆるこの件につきましては、指定管理者でいくということはもう先の厚生文教委員会でもそういうような方向性は決まっておりましたので、時期的にそれが時間的に足りないということもありましたが、ある程度は私の方ではその公募の時間も十分とった中でこの選定委員会が開催された

と思っております。したがって、こういうふうな結果になりましたけど、今後の飯塚市の文化芸術また筑豊の文化芸術の発展は望まれると、また期待すると考えております。

松本委員

もうどこまでいっても私と部長と交わるところはございません。時間がない中で、あったんだけれども時間はできていたとかというようなお話がありますけれども、時間はなかったんですよ。ないから、それではいけないんじゃないですかというお話までしたけれども、あなた方は強引にやられたわけじゃないですか。そして結果が出せなかった。それについてはあなた方の責任というのはちゃんと重いと思いますよ。考えていただかなくてはですよ、飯塚の文化はこれからも健在ですみたいなお話をされても、それは通らないんじゃないかなというふうに私は思います。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。暫時休憩いたします。

休憩 14:06

再開 14:59

委員会を再開いたします。次に「旧伊藤伝右衛門邸にかかる世界遺産専門家委員会の提言書について」報告を求めます。

文化財保護課長

「旧伊藤伝右衛門邸にかかる世界遺産専門委員会の提言書について」ご報告いたします。旧伊藤伝右衛門邸を含む九州山口の近代化産業遺産群の世界遺産登録については、関係6県14市でつくる世界遺産登録推進協議会が平成19年12月に文化庁に申請し、平成20年9月に国内暫定リスト入りが決まりましたが、文化庁の指示もあり協議会が専門家委員会に委託してストーリーの見直しと構成資産の選定を進めてきました。

飯塚地域の構成資産については、旧伊藤伝右衛門邸だけではリスト入りが難しいとの海外専門家からの指摘があり、嘉穂劇場と目尾炭鉱など関連資産を含め、資料の追加や発掘調査を実施して努力をいたしました。10月22日の専門家委員会からの学術的見地に基づく評価をまとめた提言書では「世界遺産の完全性の基準を満たしていない」、「産業遺産を主としたストーリーとの関連性が弱い」、「資産のまとまりがない」などの理由により除外され、構成資産の候補としては盛り込まれませんでした。

しかしながら、旧伊藤伝右衛門邸は日本の近代化を支えた筑豊の石炭産業の貴重な遺産であり、市の重要な観光資源でもあります。今後は、国の文化財指定に向けて、文化庁、福岡県、関係機関と協議を行い、国の指定を目指し努力していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

旧伊藤伝右衛門邸につきましてはですね、これを購入する時点でかなり議論をやりました。そのときに私はこれを観光として、目玉としてやる以上は何らかの箔をつけるべきだということをお願いしました。確か課長ですね、隣の部屋でやったとご記憶だと思いますけども、そのときにいわゆるそのためには私は、まず国の指定、その時には重文ですね。重要文化財の指定を受けるべきじゃないですかと、そうすることによって観光の目玉としての箔もつくからぜひやるべきではないですかということをお願いしましたときに、課長は購入時点においてもこの建物についてはいろんなところご意見を聞きましてもかなり高い可能性があると。可能性とし

ては非常に高いと。重要文化財の指定につきましてはかなり高いと。私どもに大きな期待を抱かせるような発言をなさいました。ですから私はもう少なからず遠からずこれはそういう形での指定が受けられるということを考えていたんです。

ところが今回言い方がおかしいんですけども、そういうものを飛び越えて今度は世界遺産という話になったんですね。正直いいまして少しくエスチョンマークがつかしました、私は。その前にやはり当初から目指していた国の重要文化財の指定をまず受けるべきじゃないかというふうに私は思っていたんです。世界遺産なんて聞いたときに少しちょっとこれは羽を伸ばしすぎだなと思ったんです。結果としてこれがだめになったということで、今度はこれがだめだったから今度は、例えば国の文化財の指定を目指したいということと思うんですよ。でも、当初の目的はそれだったんですよ。

私は隣の部屋で課長ともずいぶんやりまして、これは重要文化財についても非常に困難性があると。簡単になるものではないと。私はいろんな建物見ましたけれども、あれだけでですね、伊藤邸だけでこれが国の重要文化財に簡単にそんなに指定になるものじゃないという。非常にそのときでも困難性を思っていたんですけども、今後これから重要文化財ですか、国の指定、どういふものかわかりませんが国の文化財の指定を目指すということですから果たしてこの建物が皆さん方が思っているものではないかと思っております。なればなればいいですよ。もちろん絶対目指すべきだと思うけど、非常に難しいと思うんです。簡単に国の重要文化財というけど、重要文化財に指定されてる内容見てみますととんでもないですよ。

私はそんなもんだと思うんですが、課長はいかがですか。もちろん希望を捨てるとは言いませんよ。希望を捨てるとは言いませんけども、それを目指して頑張っていたらいいと思うんですけど、非常に困難性が高いと思う。難しいと思います。いかがですか。

文化財保護課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、先ほど質問者の方が言われましたようにこれを購入する時点におきまして、重要文化財の指定が非常に高いという評価のもとで購入した経緯もございました。

その後は昨年の9月26日の段階で世界遺産暫定リスト入りのお話が鹿児島県知事の方から来まして県知事会の方から降りてきた経緯がございます。その関係で旧伊藤伝右衛門邸につきましては、当初重要文化財の指定を目指しておりましたが世界遺産の申請につきましてこういうお話がございましたから、これに乗って世界遺産の申請といたしますかそれを目指していたわけでございます。

旧伊藤伝右衛門邸の庭園につきましてはですね本年度中に文化庁の方の調査官が来られまして非常に高い評価を受けております。それで調査報告書をまとめまして文化庁と庭の名勝指定につきまして現在協議を開始しております。平成22年度に文化庁に指定の申請を提出したいという今考えを持っておりまして、翌年度の平成23年度には庭園については指定をお願いしたいというふうに考えております。建物につきましては福岡県の近大和風住宅の総合調査というのが平成24年度に終了する予定でございますので、それを受けまして、平成25年度に文化庁に指定の申請を行いまして、その翌年の平成26年度ぐらいには重要文化財の指定を目指したいということでそういう計画のもとに現在進めております。

それで世界遺産のお話が昨年にございましたけども、これはもう非常に残念なことなんですけども落選といたしますか除外されましたので、本来目指しておりました国の指定につきましてこれから努力をしていきたいというふうに考えております。

永露委員

その取り組みは当然していただきたいというふうに思います。思いますが購入時から結構経っているんですね日にちが。その間当然努力もされておるんだろうと思いますけども、その中で最終的に初めて申請するんですか、重要文化財の申請を。先に庭は23年にですか。建物につ

いては平成25年。購入から何年経ちますかね。今庭が先と言われましたけど、例えば本当は建物なんですよ。建物がならないと意味がないんですけども、建物の申請が25年まで遅れた、遅れる理由は何ですか。例えばこれまでどのような動きをされて、重要文化財の指定に関して、どのような動きをされてこんにちまでなってきたのか。お示しめしてください。

文化財保護課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、平成18年、日鉄鉱業の方から建物につきましては譲渡を受けまして、土地については8月に買戻しを行ったわけでございますが、同時に平成19年度に建物の修理を行いました。修理と同時に建物の調査を行いまして、平成20年度には報告書をまとめ、現在文化庁の方に提出をしております。その間文化庁の方から調査官もこられまして、建物の調査をしていただいておりますが、建物につきましては全国かなり同じような建物がございます、また福岡県におきましても同類のような建物も他にもあるというようなことで、福岡県内の近大の和風建築の総合調査が終われば上位のランクに上がってくるだろうと、こういった評価をもとに指定を進めていきたいという文化庁の意向でございますので、その意向が固まりまして先ほどご説明した年度で申請を行いたいと思っております。国の指定というものはこちらから指定申請を出しまして、その申請を受けて国が検討するというようなことではなくて、こちらの方から文化庁の指示に従いまして資料提出して文化庁の方でこの建物は重要文化財にするというふうな方向性が決まればその段階で指定申請を出すというような方法をとっておりますので、いましばらく文化庁の指示があるまで待たなければならないというような状況でございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「行財政改革の取り組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革の更なる取り組みといたしまして、行財政改革実施計画の第一次改定版の策定に取り組んでおりますが、課及び職員等から提案募集し、所管部署と協議・調整を行い、中間素案(たたき台)を作成いたしましたので、ご報告いたします。配付いたしております資料で、「飯塚市行財政改革実施計画(第一次改定版(中間素案))」をお願いいたします。

タイトルの下に、市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市の実現に向けてと記載いたしておりますが、行財政改革は財政基盤を建て直し、将来のまちづくりにつなげるために行うものでございますので、サブタイトルをつけさせていただいております。1ページをお願いいたします。これまでの取り組みによる成果と課題を記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。2ページをお願いいたします。第一次改定版策定の趣旨について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。本市の財政状況及び今後の財政見通しを記載いたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。今後の財政見通しにつきましては、現時点ではまだ作成いたしておりません。関係各課と協議を行い、早期に作成してまいりたいと考えております。

5ページをお願いいたします。「4」に第一次改定版策定の基本的な考え方を記載いたしておりますが、で、危機的状況にある財政を建て直し、本市が目指す活力・魅力あるまちづくりにつなげるために策定する旨記載いたしております。では、現実実施計画を基本として、現行推進項目の上乗せや新たな推進項目の追加などを行う旨記載いたしております。では、できる限り市民負担増とならないよう行政内部の改革を中心として検討を行う旨記載いたしております。では職員一人ひとりが更なる意識改革を行うとともに、適時市民の皆さんに情報提供し、意見等を聴きながら検討を行う旨記載いたしております。「5」に第一次改定版の計

画期間を記載いたしておりますが、現行の実施計画の計画期間である平成22年度を3年間延長し、平成25年度までの5年間を計画期間といたしております。「6」に数値目標を記載いたしておりますが、本市が目指すまちづくり施策が展開できるように、平成25年度までに単年度の財政収支を黒字化することを目標としております。また、市町合併の特例である合併算定替が平成28年度から5年間で遞減し平成33年度から一本算定になり、約26億円程度地方交付税が削減されることから、国の動向等も注視しながら、必要な時点で改めて数値目標を設定することといたしております。「7」に推進体制と進行管理を記載いたしておりますが、これまで同様に行財政改革推進本部を中心として全庁的に取り組むとともに、行財政改革推進委員会に報告し、点検・評価を受け適切な進行管理を行なうとともに、市民の皆さんには市報やホームページ等で広く公表していくことにいたしております。

6ページ以降に現時点における個々の推進項目を記載いたしております。なお、市民文教委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目につきましては、別に資料を配付いたしておりますので、その資料によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「No.1」の中学生海外研修事業の見直しでございますが、事業開始後10年以上経過していることから、より多くの生徒が国際化体験ができるような事業への変更など、事業内容等の見直しについて検討を行うことといたしております。「No.2」の清掃、警備等委託の見直しでございますが、公共施設の維持管理につきましては、清掃、警備、保守点検等について民間委託を行っていますが、施設ごと又は所管課ごとに委託契約しているのが実情でございます。市内中小企業者の育成、受注機会の確保等の観点を踏まえながら、可能な限り一括して委託契約したほうが、より事務の簡素化、経費の縮減につながることから、発注方法の見直しを検討することといたしております。「No.3」の長期継続契約の検討でございますが、地方自治法の改正により、役務の提供などを受ける契約で条例を定めることにより、長期継続契約を行うことが可能となりましたので、条例化について検討を行うことといたしております。「No.4」の民有地等借地の見直しでございますが、公共施設用地等として借地料を支払っているものがございまして、これまでの経緯、利用実態等を勘案しながら、その必要性について検討を行うことといたしております。「No.5」の書籍による例規類集等の廃止でございますが、例規類集はすでにデータベース化しており、廃止を検討するとともに、法令集等の追録につきましても廃止の方向で検討することといたしております。「No.6」のその他業務等の見直しによる削減でございますが、課、職員からの提案等されたもので、個別の推進項目に掲げていないものをまとめて掲載したものでございます。「No.7」の事務事業について数値目標の設定でございますが、後でご説明いたします行政評価と重なる部分がございますが、行政経営という視点に立った中で、全ての事務事業について数値目標を掲げ、目標に向かって、常に検証し、改善を加えながら取り組んでいくことが必要であることから、数値目標を設定することといたしております。

「No.8」の補助金等の見直し及び2ページ「No.9」の会費・負担金の見直しでございますが、補助金、負担金等につきましては、長期化による既得権化などの課題を抱えているものが見受けられますことから、第一次改定版策定と並行して協議・検討を進め、見直しを図っていくことといたしております。「No.10」の職員の公共施設駐車場利用の有料化でございますが、ことし5月から本庁勤務の職員に対しまして、駐車場有料化を行っておりますが、支所等におきましても早期に有料化を図っていくことといたしております。また、小・中学校におきましても、有料化の方向で検討を行うことといたしております。「No.11」の予算編成制度の見直しでございますが、より効率的・効果的な予算執行を行うことが必要でございますので、行政評価制度の導入検討と合わせまして、予算編成制度の見直しについて検討することといたしております。「No.12」の事務事業の仕分け（事務事業総点検）を活用した行政評価制度の導入でございますが、厳しい財政状況の中で、これまでどおり行政サービスの

水準を維持・継続することが困難な状況になっており、P D C Aサイクルに沿い、点検を通じて出された結果を予算や計画に反映させるために、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入を検討することといたしております。「No. 13」の「公共施設等のあり方に関する実施計画」に基づいた計画的な実施でございますが、実施計画で示しました方向性について、市民の皆さんのご理解・ご協力をいただきながら計画的かつ着実に実施することといたしております。「No. 14」の学校給食運営の見直しでございますが、大規模改修、改築工事にあわせ、順次学校給食調理場を設置し、その際には民間委託化を検討するとともに、学校給食センターについても早期に民間委託の導入を検討することといたしております。「No. 15」の市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直しでございますが、関係団体と協議を行いながら、自主・自立的運営を目指した体制の構築について検討を行うことといたしております。「No. 16」の外郭団体等経営改革プランの策定でございますが、外郭団体等を取り巻く情勢が大きく変化する中で、市と外郭団体等との役割分担や、人的・財政的関与のあり方を抜本的に見直すことが必要であり、市の取り組むべき事項を明確にしながら、経営主体である団体が自主的に改善・改革を行うことが必要であることから、経営改革プランの策定について協議を行うことといたしております。

3ページをお願いいたします。「No. 17」のイベントなどの見直しでございますが、同一生活圏域である隣接自治体において、本市と同種のイベント等を横並び的に実施している場合は、合同開催の是非などについて関係自治体等と協議を行うことといたしております。「No. 18」の市民総合窓口(ワンストップサービス)等の導入でございますが、市民窓口の利便性向上の観点から、諸証明の発行窓口の一本化、相談窓口の充実など、総合窓口化について検討を行うとともに、共通申請書の導入などによる手続きを含めた様式の簡素化を図ることといたしております。「No. 19」のフロアマネージャー制度の導入でございますが、窓口業務の更なるサービス向上を図るため、ことし7月から本庁1階ロビーにフロアマネージャー1名を配置し試行実施いたしておりますが、施行期間中における課題等を検証しながら、平成22年度から本格導入することといたしております。「No. 20」の地域向け補助金の一本化の検討でございますが、地域コミュニティ構築のため、各地域において「まちづくり協議会(仮称)」の設立準備が進められております。現在、地域内の市の業務を補完等していただいている団体などに個別に事業費補助金を支出しておりますが、各地域の実情等に応じた自主・自立的な市民活動ができるように、地域向け補助金を一本化するなど、補助金交付のあり方について検討を行うことといたしております。「No. 21」の自動販売機設置の見直しでございますが、公共施設等に設置しております自動販売機につきましては、一部を除いて貸与先から使用料等を徴収いたしておりますが、協働のまちづくり、地域コミュニティの構築に積極的に取り組んである地域団体や市の業務を補完している団体等に自主・自立した事業運営を支援する必要があることから、関係施設における自動販売機の敷地を無償貸付けすることにより、その販売手数料を当該団体の収入にし、自主財源の一部として活用できるように検討を行うことといたしております。また、地域団体等とあまり関係がないような施設につきましても、設置事業者の公募・入札等の可否について検討を行うことといたしております。「No. 22」の地域コミュニティの基盤となる組織の更なる活性化でございますが、自治会、隣組は、地域コミュニティの活性化を図る上で重要な役割を担っていただくことが必要であることから、加入世帯の増加を図る方策について自治会等と一体となって検討を行うとともに、自治会が抱える課題解決に向けて地域住民と協議を行うことといたしております。「No. 23」の地域担当制の検討でございますが、地域と行政とのパイプ役として自治会毎に担当職員を配置することで、地区公民館職員と連携を図りながら、より効果的・特徴的な協働事業が展開することが期待できることから、地域担当制を検討することといたしております。

4ページをお願いいたします。「No. 24」の附属機関である審議会等委員の報酬の見直

してございますが、県内自治体における報酬額を参考にしながら、改定の是非について検討を行うことといたしております。「No. 25」のプロジェクトチーム等の設置の検討でございますが、行政需要に迅速かつ適切に対応していくためには、部門を越えた横断的な政策研究チームが必要になることが予想されることから、プロジェクトチーム等の設置について検討を行うことといたしております。「No. 26」の課内グループ制の検討でございますが、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用するため、従来の固定した係に代え、課等の分掌事務をより効率的に行えるように随時グループを設置また再編し、加えて職員の業務分担の補完体制がスムーズにできるように、課内グループ制を検討することといたしております。「No. 27」の定員適正化計画の策定・実施でございますが、全ての事務事業の整理・合理化、公民連携の推進、組織の合理化、職員の適正配置の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしております。なお、平成26年4月の時点で職員数を平成21年度当初と比較して12.9%(130人)削減することを目標といたしております。「No. 28」の職員の横断的かつ弾力的な活用でございますが、小・中学校、幼稚園等の長期休業した期間、勤務職員は、施設の保守点検・修繕、研修、カリキュラム作成等を行っておりますが、職員を削減する中におきまして、繁忙期である部署もあることから、可能な限り応援体制がとれる横断的かつ弾力的な活用ができる仕組みについて検討を行うことといたしております。「No. 29」の小・中学校ごとに配置している学校用務員の見直しでは、各学校に配置している学校用務員のグループ(ブロック)化について検討を行うことといたしております。

次に実施計画で未実施の推進項目についてご説明いたします。「No. 30」で実施計画で未実施の推進項目の検討を掲げておりますが、現実実施計画の推進項目で実施しなかったものにつきましては、本市が目指すまちづくりの方向性を念頭に置いた中で、地域における経済状況や国の動向等を勘案しながら実施の是非について検討を行うことといたしております。

以上が第一次改定版の中間素案(たたき台)の内容でございますが、今後におきましては、財政見直しをはじめ、推進項目の実施予定年度等につきまして、関係各課等と協議・調整を行うことといたしております。今後、財政見直しの作成や推進項目の趣旨が大きく変わるような加除修正等があれば、再度配付等をさせていただきたいと考えております。また、今後におきましては、パブリックコメントに倣って市民意見募集。これにつきましては、すでに行っておりますが意見募集を行い、市民、議会の皆さんからのご意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書を参考にさせていただきながら、11月下旬から12月上旬を目途に第一次改定版を策定することといたしております。

以上、簡単ではございますが、「行財政改革の取組みについて」報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

永露委員

財政部長にお尋ねいたします。いわゆる今基金があるんですが、今飯塚市の財政状況は非常にもう危機的状態にあるということ言われておりますし、取り崩しも盛んに行われておりますし、非常に難しい状況であると言われております。

いわゆるこの4ページですかね、基金残高について書かれております。ことしについてはもう少しの取り崩しがあって減少してること間違いなしと思うんですけども、20年度についてお尋ねいたしますがここに書かれてありますように基金につきましては、いわゆる取り崩し可能な俗にいう運用基金と特目である積立基金があるんですけども、原則としてはその積立基金については特目のため以外には使えない、取り崩しができない、一般会計の繰り入れもできないというふうに原則は言われております。ただこういう危機的状況に陥ったときに、原則はわかります、その原則はわかりますけどもあえてそれをやる方法はないのか。

例えば普通会計において20年度末で76億円の特目基金があるんですね。ものによっては

それはだめですというものも恐らくあるでしょうけども、すべてがそうかなと思うんです、今の状況の中で。普通ならいいですよ。この76億円を少しく見ていただきたいんですが、この中において、例えば条例を廃止して一般会計の繰り入れを行うことができるものもあるんじゃないかと思うんです。

原則はそれはできませんというものの言い方が自治法でもされておりましてけれども、それを持ったまま赤字再建団体、今ちょっと言い方が変わっているようではございますけれども、を持ったまま再建団体になるんですか。そんなことはないでしょう。だから今のような状況の中で当然特目であっても、条例を廃止して何らかの形で一般会計への繰り入れをしないといけないでしょうから。一般会計へ繰り入れした中でのお金の運用を、現状においてより有効な運用を図るべきではないかと思うんですよ。それでもどのような状態になっても原則にのっとってこれは手をつけられませんというんですか。私はそうじゃないと思う。そんなんじゃないと思うんですよ。もっと弾力的に運用できると思う。だから貯金持ったまま生活保護を受けるようなもんです。でも生活保護は貯金持っていたらだめですよ。自治体は貯金を持ったまま再建団体になるんですか。そんなんじゃないでしょう。もっと弾力的な運用ができると思うんですよ。その点についていかがですか。

財務部長

今質問者が申されております基金については、財政運営に活用できる部分、この部分については財政調整基金、減債基金ということで今までもお示しいたしております。その他の基金につきましては大きい部分で申しますと地域振興基金、これが約40億円あります。それとかんがい基金が27億円程度あります。この部分が大きく70億円の中での積立基金を示しております。かんがい基金につきましてはNEDO等の関係でそこそこの農業施設、ポンプなり井堰なりの分がございますので、その辺についてはかなり難しい部分がございます。地域振興基金につきましてはこれは地方債を活用して合併特例債を活用して積立分でございます。国につきましてはこの地域振興基金は取り崩しはなりませんよというような方向で最初示しておりましたけど、起債の償還元金部分については初期の目的、地域振興にする事業については、取り崩しも可能というふうな方向変換しておりますので、その分について償還ができた分には弾力的に活用できる部分を考えております。その他の部分につきましては、先ほど質問者が申されますように基金の目的に基づいて設置しておりますので条例の変更とかそういうことを経れば活用が可能と考えております。

永露委員

当然そうだろうと思うんです。それでなくては何のために、例えば市のためにやるのかということ問われるんだと思うんですよ。それで今までは国のほうもかたくなにあの原理原則にのっとってだめだということがあった。それは、自治法にのっとってのものだからということやられてきたと思うんですけども、ことここに至ってはもうそんなこと言っている余裕はないはずなんです。だから使えるものがあれば、使えるものがそれが全くの違法であるとかいうものは別としてもその許容範囲の中で、使えるものがあるなら有効な利用をしたらいいと思うんですよ。だから今部長もそういうものについてもかなり緩和されたお話をされておりますので、ぜひそういう形で有効利用を、基金と言ったって大事な財産ですから、お金ですから、使えるものについては有効にぜひ使っていただきたい。持ったまま赤字再建団体なんかにならないようにしてください。お願いいたします

財務部長

すいません。他の基金の部分で説明不足でございました。それで合併する時に一応基金の整理をしております。それでできるだけ活用できる部分に整理しようということで財政調整基金等に積みかえをしたわけなんですけど、例えば飯塚の霊園基金とかいうものについては預かっている部分ですからできませんし、サンビレッジ茜とかそういうところについても残しておかない

といけないというようなことがありますので、それぞれの基金の設置された目的とかそういうことを十分検討した中での整理になるかと考えております。

松本委員

文教に関係のある部分でNo. 28職員の横断的かつ弾力的な活用、大変言葉的にはいいわけです。学校の夏休みとかに用務員さんなり図書司書、これは学校の図書館であろうというふうに思うんですが、財政難の中でそういったところを横断的にというのはわかります。わかりますが、これは教育の人事の方だろうと思うんですが学校教育から考えて学校の司書さん、こういった位置づけをどんなふうと考えてあるのか。こうなると本当に人が少ないのであっちに行きなさいこっちに行きなさい、たぶんなってくるんじゃないのかなという危惧をするんです。

学校の司書という部分の位置づけをやっぱり教育の分野で、どんなふうな位置づけをしているのかということをお尋ねをしたい、その部分に余りに人が少ないのでという部分だけでやられるとその付けというのは、子どもたちに帰ってくるわけです。行財政のほうから言うとそれは分からんではないんですが、十二分にそこら辺は、まして学校の司書なんです。図書司書さんというのは本当に忙しい現状があるんですが、そういった中でどんなふうこれを考えて横断的、弾力的というようなことでくくられてるのかお尋ねをしたいと思います。

行財政改革推進室主幹

職員の横断的かつ弾力的な活用ということで、本文中にも書いておりますが夏季休業期間中につきましては施設の保守点検なり修繕、研修蔵書等の整理またカリキュラムの策定ということで、いろんな休業期間中しかできないようなことをしていただいております。また決算特別委員会の中でも学校図書司書の方には今古い図書が結構図書館の中にあるということでグループを組んで整理をされてあるというお話も聞いております。ここでも可能な限り今から実際のそういう現場の方の声を聞きながら、また教育委員会の声を聞きながらできる限り応援体制がとれるような仕組みができればそれをしていきたいと思っておりますが、その辺は今後のまだ課題ということでお願いをいたします。

松本委員

ぜひですねその課題の中に、頭の隅にぜひ留めておいていただきたい。ただ本当に横断的、弾力的とかそういう文言だけでくくっていかないようにぜひお願いをしたいと思います。

それとですね、No. 19、フロアマネージャーということで、これは1階の受付の横に今男性の方が1人おられますよね。そのことですよね。これは大体どの課のどういった方々が行かれているのかお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

今年の7月から来年の3月まで試行ということでいたしております。今現在は本庁勤務の課長、それから課長補佐それから係長職が交代でフロアマネージャーとして勤務をいたしております。だいたい年に3回程度一人の職員が立つような計画でございますが、今後は本庁勤務の職員、全体にわたって交代でフロアマネージャーをしていくような予定で進めたいというふうに考えております。

松本委員

あのですね、これ受付に二人の女性の方がカウンターにいらっしゃいますよね。今までそれが長かったので、多分市民の皆さん方が聞くのは女性の方にお尋ねをすることが多いと思うんですね。問題点なりを検証してということですが、22年度からはもうやっていくというふうにこれには明記をされているからですね。本当にあそこに、この中にもあそこで立たれた、立たれたと言ったらちょっと変ですが、行かれた方もおありなのかなという気がするんですが本当に効率がよくなったのか。課長さんとかですね係長とかいうと、1番課でも忙しい、仕事如山積みされているような状況の方だろうというふうに思うんですよ。そういった方々が本当にあそこに立ってて、市民の皆さん方が入ってこられて、これどうしたらいいんでしょうかとい

うのに対応するためという、市民サービスの対応にということなんだろうと思うんですが、財政が厳しい厳しい中で本当にそれが可能なかと効率的なかということもですね、ぜひ検証をして、検証してということを書いてあるけれども22年からはやると書いてありますよね。十二分に検証していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「災害義援金について」報告を求めます。

会計管理者

「災害義援金等について」報告いたします。7月から豪雨による災害に伴う災害義援金等につきましては、先日の委員会で報告をしておりましたが、その後県の義援金等が寄せられまして、10月13日現在で義援金4,810,652円、それから寄付金4,904,000円、預金利子45円、合計9,714,697円となっております。

義援金の使途及び配分については、10月15日に災害義援金品等配分(使途)検討委員会が開催されました。委員の構成ですが、市の幹部6名と市民代表として自治会、農業委員会、商工会議所、商工会、社会福祉協議会の各代表5名で構成されています。委員会では県の配分基準を参考といたしまして、全壊家屋を中心に義援金の使途・配分が決定されております。内訳といたしまして、全壊家屋の解体費用充当分といたしまして2,782,500円、全壊家屋に居住しておりました5世帯に対し見舞金1世帯あたり30万円(合計150万円)を配分、残額528,152円につきましては浸水地域への災害用資機材備蓄費に配分することとなっております。

以上簡単ですが、災害義援金等について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。